

エマージング・カレンシー・債券ファンド(1年決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「エマージング・カレンシー・債券ファンド(1年決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月23日に関東財務局長に提出しており、平成23年8月24日にその効力が発生しております。

- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

お問い合わせ先 : 新生インベストメント・マネジメント株式会社
ホームページ アドレス : <http://www.shinsei-investment.com/>
電話番号 : 03-6880-6448
受付時間 : 営業日の9時~17時

【有価証券届出書の表紙記載項目】

有価証券届出書提出日 : 平成23年8月23日
発行者名 : 新生インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 井上 善雄
本店の所在の場所 : 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
届出の対象とした募集(売出)内国投 : エマージング・カレンシー・債券ファンド(1年決算型)
資信託受益証券に係るファンドの名称
届出の対象とした募集(売出)内国投 : 継続募集額 上限5,000億円とします。
資信託受益証券の金額
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

請求目論見書 目次

第一部	【証券情報】	1 頁
第二部	【ファンド情報】	5 頁
第 1	【ファンドの状況】	5 頁
1	【ファンドの性格】	5 頁
2	【投資方針】	12 頁
3	【投資リスク】	20 頁
4	【手数料等及び税金】	24 頁
5	【運用状況】	29 頁
第 2	【管理及び運営】	35 頁
1	【申込（販売）手続等】	35 頁
2	【換金（解約）手続等】	37 頁
3	【資産管理等の概要】	39 頁
4	【受益者の権利等】	42 頁
第 3	【ファンドの経理状況】	43 頁
1	【財務諸表】	46 頁
2	【ファンドの現況】	87 頁
第 4	【内国投資信託受益証券事務の概要】	88 頁
第三部	【委託会社等の情報】	90 頁
第 1	【委託会社等の概況】	90 頁
信託約款		111 頁

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

エマージング・カレンシー・債券ファンド(1年決算型)(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675% (税抜3.5%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

② 「自動けいぞく投資コースでお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成23年8月24日から平成24年8月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所である「販売会社」については(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① お申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には手数料はかかりません。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ルクセンブルグの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日
- ニューヨークの銀行休業日

③ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所[※]等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

※「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます(以下同じ。)

④ 日本以外の地域における発行は行いません。

⑤ 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとし
ます。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいま
す。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／債券に属します。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追 加 型・・・ 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海 外・・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債 券・・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含、日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券(一般))))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産・・・目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを用います。)、実質的に主として債券(一般(公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものを用います。))に投資する旨の記載があるものを用います。

年 1 回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを用います。

エマージング・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(複数の新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものを用います。

ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズを用います。

為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものを用います。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

③ 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1

外国投資法人(「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券)(以下、「投資先ファンド」といいます。)を通じて、主に現地通貨建てのエマージング債券に投資し、中長期的な投資信託財産の成長をめざします。

<現地通貨建てエマージング債券とは>

エマージング諸国の自国通貨建て(現地通貨建て)債券をいいます。

<エマージング諸国とは>

一般的に経済発展の途上にあり、既に成熟した先進国並みの経済をめざす成長段階に位置している国および地域を指します。

<主なエマージング諸国の例>



※ 上図は、一般的なエマージング諸国を例示したものであり、「投資先ファンド」は、上記のエマージング諸国に投資するとは限りません。また、上記以外のエマージング諸国に投資を行う場合があります。

エマージング債券は一般的に先進国の債券と比較してカントリーリスクが高い反面、相対的に高い利回りが期待できます。「投資先ファンド」がベンチマークとする「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド」(米ドル建て:為替ヘッジなし)の利回りは、世界主要国の国債の利回りと比較すると相対的に高めです。

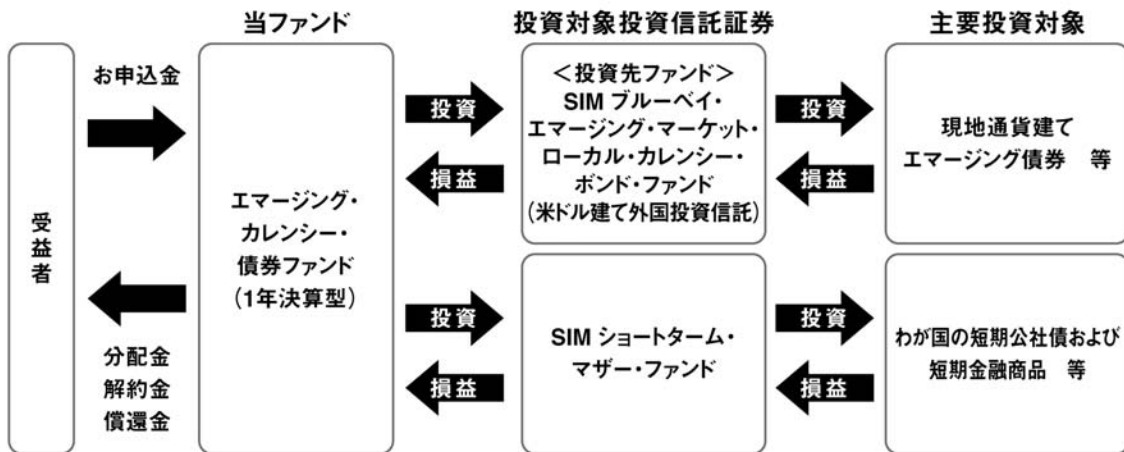
＜エマージング諸国の投資リスクについて＞

当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。また、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖、もしくは、流動性の極端な減少等）も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

当ファンドのリスクの詳細に関しましては、「3 投資リスク、(1)ファンドのリスクと留意点」をご参照ください。

2

主として外国投資法人の投資証券に投資し、一部国内証券投資信託（親投資信託）の受益証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。



投資先ファンドの特色

- ・ 主に現地通貨建てのエマージング債券(国債、政府機関債、社債等)に投資を行い、ファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ・ JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド(米ドル建て:為替ヘッジなし)をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
- ・ 運用は、ブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッド(以下「ブルーベイ社」といいます。)が行います。

- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、投資先ファンドの組入比率を高位とすることを基本とします。
- 当ファンドは外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、投資先ファンドでは為替取引を機動的に行います。
(例)現地通貨を米ドルやユーロなどの先進国通貨に対して為替ヘッジを行います。
- 「SIM ショートターム・マザー・ファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品等に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

※ 資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

<ブルーベイ社とは>

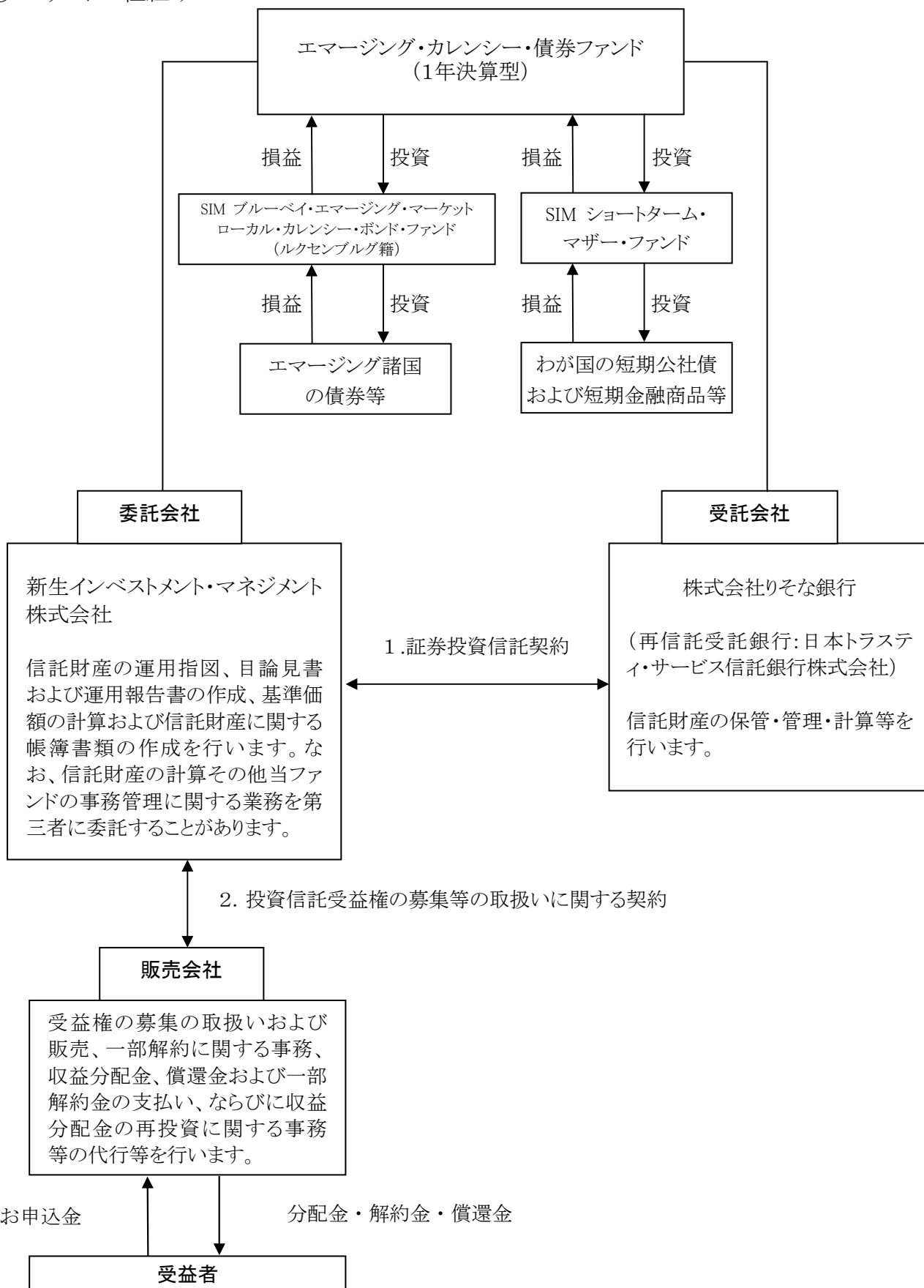
2001年7月にロンドンで設立された資産運用会社です。2011年6月末時点の運用資産残高は約3兆5,961億円となっており、そのうちエマージング債券運用資産残高は約1兆1,442億円となっております(2011年6月末日の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 1米ドル=81.73円にて換算)。ブルーベイ社が運用する「ブルーベイ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は2005年6月に格付会社のS&P社の格付けにおいて「AA」の評価を得ました。これは、ブルーベイ社の統制の取れた投資プロセス、経験豊富な人たちのチームワークによって達成された堅実な運用実績、リスク管理体制などが総合的に評価されたことによるものです。

(2)【ファンドの沿革】

平成20年9月30日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 契約等の概要

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(株式会社りそな銀行)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

③ 委託会社の概要

1) 資本金

4億9,500万円(平成23年6月末日現在)

2) 沿革

平成13年12月17日:新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日:「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年9月30日:証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

(平成23年6月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券を主な投資対象とします。
※当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。
- ② 投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性を勘案して委託会社が決定します。投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、外国投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。
- ③ 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(上記イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)

2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1)ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券

2)証券投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券

3)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用する

ことを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

<投資対象投資信託証券の概要>

- 1) 「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」

ファンド名	SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型米ドル建て外国投資法人
運用の基本方針	中長期的に収益および資本増による高レベルのリターンをめざします。
投資態度	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て：為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
投資対象	<p>① このファンドは、原則として純資産総額の2 / 3以上を直接的、間接的（例えばクレジット・リンク債券を通じて）にあらゆる格付け（投資適格*および投資適格未満を含む）のエマージング諸国の政府、またはエマージング諸国に所在する法人が発行する現地通貨建ての債券に投資します。</p> <p>※投資適格とは、スタンダード・アンド・プアーズ社においてはBBBマイナス以上、ムーディーズ社においてはBaa3以上の格付けを取得したものをいいます。</p> <p>主な投資可能債券は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地通貨建て国内市場で取引されている当該国の国債 ・当該国内市場で取引されている銀行や企業が発行する社債 <p>② このファンドは原則として純資産総額の1 / 3を上限として自国通貨以外の通貨（例えば、米ドル）で表示されたエマージング諸国の発行体が発行する債券に投資することができます。</p> <p>③ このファンドは、現地通貨のポジションもアクティブに取ります。</p> <p>④ 運用の効率化に資するため、直接投資できない市場に投資するため、またポジションのヘッジを行うために、金融デリバティブ商品に投資することがあります。</p> <p>⑤ 純資産総額の10%以上の借入れは行いません。</p>

	⑥ 原則として株式への投資割合は純資産総額の10%、転換社債あるいは新株予約権付社債への投資割合は純資産総額の25%、短期金融商品への投資割合は純資産総額の1 / 3を上回らないものとします。 ただし、これらの資産への投資合計は、純資産総額の1 / 3を上回らないものとします。
信託報酬	0.80%
申込手数料	ファンドで買付ける場合は不要です。
その他の費用	別途ファンドの管理費用（上限0.3%）等がかかります。
運用会社	BlueBay Asset Management Ltd.
設定日	2006年7月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
設定、解約	ルクセンブルグ、ロンドンの銀行休業日を除く毎営業日
収益分配方針	原則として経費控除後の利子・配当等収益および売買益の全額を分配します。

投資先ファンドは上記のような投資方針に基づいて運用が行われますが、市況動向等によっては上記のような運用が行われないことがあります。

（注）運用報酬や管理費等については、後記「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

2) 「SIM ショートターム・マザー・ファンド」

ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
形態	証券投資信託 / 親投資信託
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
主な投資制限	① 外貨建て資産への投資は行いません。 ② 有価証券先物取引等を行うことができます。 ③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年5月23日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	かかりません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	株式会社りそな銀行

(3)【運用体制】

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

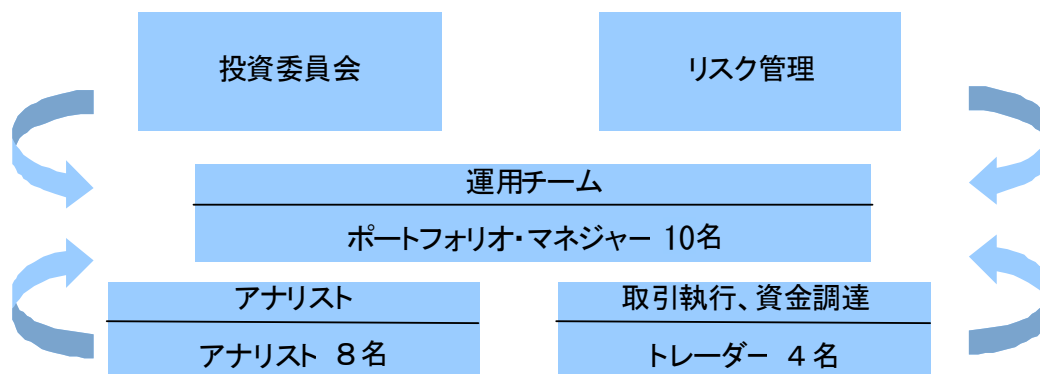
また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

※上記運用体制は平成23年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

② ブルーベイ社

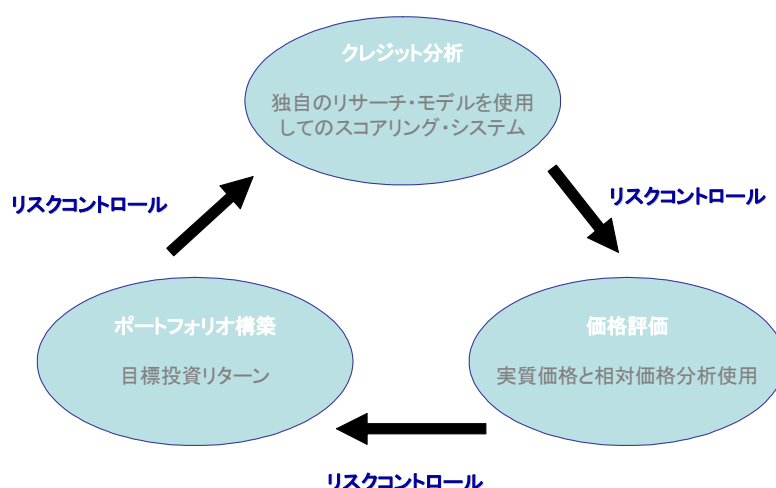
ブルーベイ社の運用体制は、以下の通りです。

1) エマージングマーケットチーム



- ・ 投資委員会は、CIO・COOおよび全シニア・ポートフォリオ・マネジャーの19名で構成。
 - ・ ブルーベイ社のエマージング・デスクはポートフォリオ・マネジャー10名、アナリスト8名から成るチームで構成。
 - ・ 運用は、投資委員会で議論されるブルーベイ社共通のマクロの見方と、アナリストやトレーダーからのボトムアップ情報を組み合わせ、ポートフォリオを構築していきます。
- ・ ブルーベイ社の投資の意思決定過程は、ボトムアップとトップダウンを組み合わせたものとなります。トップダウン・アプローチでは、投資委員会（インベストメント・コミッティー）にてマクロ経済、金利などの状況を議論し、市場の方向性を予想し、ポートフォリオ全体のリスクを決定します。トップダウンによって決まった全体的なリスクに対し、ボトムアップ・アプローチでは全体的なリスクの範囲内で、ファンダメンタルズ、テクニカル、取引コスト、流動性といった観点から個別の銘柄を選別し、実際の投資を決定していきます。エマージング債券の運用では、個別銘柄の選択が非常に重要で、ボトムアップ・アプローチの比率が高くなっています。

2) 投資プロセス



- ・ 個別の投資の決定は、社内外からの情報、調査に基づき行われます。社内には地域毎にリサーチを担当するアナリストがおり、このアナリストが作成したレポートをもとに投資を行っています。
- ・ エマージング債券の評価では、ブルーベイ社独自の調査に加え、エマージング各国の政府や国際通貨基金 (IMF) などの国際機関の公表データ、投資銀行のリサーチ等をもとに、10 項目のファンダメンタル・チェックシートを作成し、債務支払能力を評価しています。各項目に5点満点で評価を行い、10 項目のチェックを行うことでバランスよく、様々な観点から債務支払能力を分析しています。
- ・ 社外情報では、エマージング各国政府の開示情報、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行などの国際機関のレポート、投資銀行のリサーチなどを利用しますが、こういった社外情報は参考資料として位置付けられており、社外情報だけで投資判断を行わず、必ず社内で分析を行ってから投資を行います。

※上記運用体制は平成 23 年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配対象額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定分配を継続的に行うことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。お支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(注)収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑤ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑥ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑦ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

①価格変動リスク(金利変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

③カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

④信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

⑤その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正さ

れる場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。

4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none">・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。・投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none">・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。・法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

② ブルーベイ社

ブルーベイ社では、リスク管理部門の専用担当を設け、専用のシステムにより以下の観点からリスク管理を行っています。

- ・様々な角度(モンテカルロ、ヒストリック・シミュレーション、パラメトリックなど)からのリスク分析の他、トラッキング・エラー、VaR、金利や為替のポジションにターゲット・レンジを設けて管理しています。また、ポートフォリオ全体のリスクが戦略によってどのように変動するのかをシミュレートするストレス・テストも実施しています。
- ・取引執行の事前、事後に当該取引が運用ガイドラインから逸脱していないかチェックしています。例えば、投資制限を越えるような取引の発注はできないといった、物理的なコントロールを行っています。

※上記体制は平成23年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額) (税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料
かかりません。
- ② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額とします。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.155% (税抜 1.10%) の率を乗じて得た金額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.155%	0.3885%	0.735%	0.0315%
(1.10%)	(0.37%)	(0.70%)	(0.03%)

※投資先ファンドの運用報酬(純資産総額に対して年率 0.80%)を加えた、実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年 1.955% 程度です。

③ 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合はその翌営業日とします。)、毎計算期間終了日および信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。
- ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《 参考 》

当ファンドが投資対象とする米ドル建て外国投資法人「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」における手数料等

(1) 申込手数料 かかりません。

(2) 換金(解約)手数料 かかりません。

(3) 運用報酬等

運用報酬(年率)	投資先ファンドの純資産総額に対し 0.80%
----------	------------------------

なお、当ファンドの信託報酬(年率 1.155%)に、投資対象とする投資先ファンドの運用報酬(純資産総額に対して年率 0.80%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入状況および為替相場の変動によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬率は変動します。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 1.955%程度

(4) その他の手数料等

保管報酬・登録・名義書換、支払代理人報酬・所在地事務・管理事務代行報酬(合わせて年率 0.3%を上限)、その他主要な費用として、運営および管理に関する報酬(設立・登録費用、資産に対するルクセンブルグの年次税、投資先ファンドの取締役が負担した実費、弁護士報酬・監査報酬、継続登録費用、翻訳費用、目論見書作成・配布費用、株主への財務報告書類等の作成・配布費用等を含みますがこれらに限定されません。また、設立・登録費用 50,000 ユーロおよび投資先ファンドの設立費用は5年間を限度とする期間で償却されます。)、さらに売買仲介手数料を含むポートフォリオ組入有価証券取引関連費用、および訴訟費用等の臨時特別費用等が含まれます。

なお、償還手数料はかかりません。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

< 普通分配金と特別分配金 >

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

- (1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- (3) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本 >

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

- (1) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

＜個人投資家の場合＞

(1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成 25 年 12 月 31 日までは 10% (所得税 7% および地方税 3%)、平成 26 年 1 月 1 日以降は 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

(2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成 25 年 12 月 31 日までは 10% (所得税 7% および地方税 3%)、平成 26 年 1 月 1 日以降は 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座 (源泉徴収選択口座) の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失 (譲渡損失) については、確定申告等により、上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。) との通算が可能です。

＜法人投資家の場合＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 25 年 12 月 31 日までは 7% (所得税 7%、地方税の源泉徴収はありません。)、平成 26 年 1 月 1 日以降は 15% (所得税 15%、地方税の源泉徴収はありません。) の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成23年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	314,238,694	96.66
親投資信託受益証券	日本	4,010,918	1.23
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	6,852,504	2.11
合計(純資産総額)		325,102,116	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	SIMブルーベイ・エマージェンツ・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	36,034.669	8,643	311,473,886	8,720	314,238,694	96.66
日本	親投資信託受益証券	SIMショートターム・マザー・ファンド	3,943,873	1.0169	4,010,524	1.017	4,010,918	1.23

(種類別および業種別の投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
投資証券	—	96.66
親投資信託受益証券	—	1.23
合計		97.89

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成 23 年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
設定時(平成20年9月30日)	36	—	0.9999	—
第1期計算期間末(平成21年5月25日)	191	191	0.9343	0.9343
第2期計算期間末(平成22年5月24日)	273	273	1.0393	1.0393
第3期計算期間末(平成23年5月23日)	319	319	1.1431	1.1431
平成22年6月末日	293	—	1.0686	—
平成22年7月末日	299	—	1.0867	—
平成22年8月末日	299	—	1.0776	—
平成22年9月末日	312	—	1.1194	—
平成22年10月末日	333	—	1.0920	—
平成22年11月末日	324	—	1.0891	—
平成22年12月末日	330	—	1.0752	—
平成23年1月末日	338	—	1.0747	—
平成23年2月末日	341	—	1.0820	—
平成23年3月末日	352	—	1.1304	—
平成23年4月末日	344	—	1.1629	—
平成23年5月末日	314	—	1.1322	—
平成23年6月末日	325	—	1.1415	—

※純資産総額(百万円)は単位未満を切捨てて表示しています。

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間 (平成20年9月30日～平成21年5月25日)	0.0000
第2期計算期間 (平成21年5月26日～平成22年5月24日)	0.0000
第3期計算期間 (平成22年5月25日～平成23年5月23日)	0.0000

③【収益率の推移】

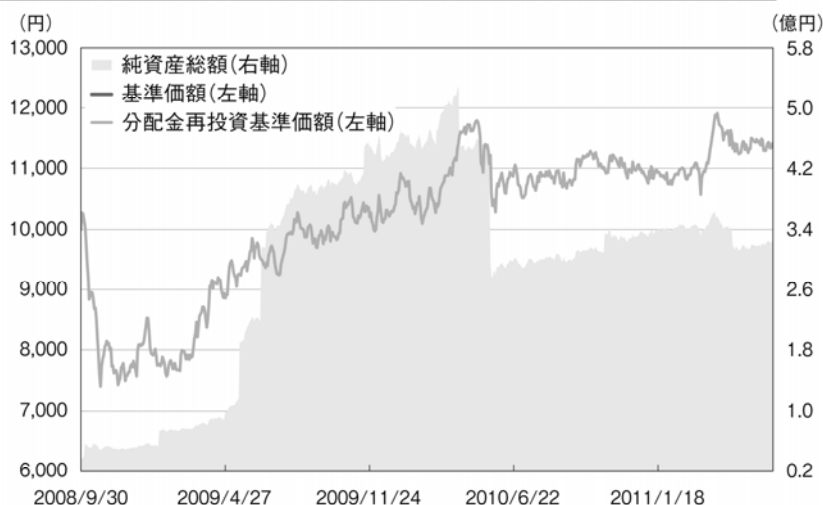
計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間 (平成20年9月30日～平成21年5月25日)	△6.6
第2期計算期間 (平成21年5月26日～平成22年5月24日)	11.2
第3期計算期間 (平成22年5月25日～平成23年5月23日)	10.0

※各計算期間の収益率は、当該計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

(参考)

(2011年6月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。
 ※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

決算期	分配金
11年5月	0円
10年5月	0円
09年5月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

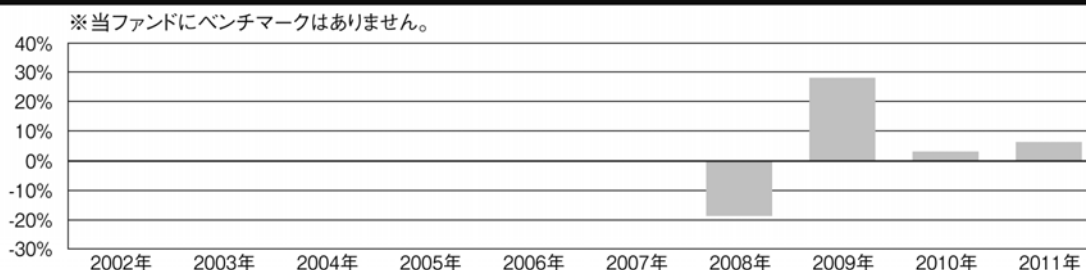
※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	組入上位銘柄名	利率	償還日	通貨	構成比率
1	ブラジル国債	10.00%	2012/1/1	ブラジル・レアル	9.0%
2	南アフリカ国債	13.50%	2015/9/15	南アフリカ・ランド	8.3%
3	メキシコ国債	8.00%	2015/12/17	メキシコ・ペソ	3.8%
4	マレーシア国債	5.09%	2014/4/30	マレーシア・リンギ	3.6%
5	ブラジル国債	10.00%	2017/1/1	ブラジル・レアル	3.1%
6	トータルリターン・スワップ(インドネシア国債)	12.80%	2021/6/15	インドネシア・ルピア	3.0%
7	ブラジル国債	10.00%	2014/1/1	ブラジル・レアル	3.0%
8	メキシコ国債	6.50%	2021/6/10	メキシコ・ペソ	2.6%
9	ポーランド国債	5.25%	2020/10/25	ポーランド・ズロチ	2.5%
10	トルコ国債	0.00%	2012/11/7	トルコ・リラ	2.4%

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞



※当ファンドにベンチマークはありません。
 ※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。
 ※2008年は設定日(9月30日)から年末までの収益率、2011年は1月から6月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

(参考)

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の平成 23 年6月末日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,279,876,360	120.24
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	△ 215,412,905	△ 20.24
合計(純資産総額)		1,064,463,455	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	銘柄名	種類 別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	第 183 回 国庫短期証券	国債 証券	- 2011年7月11日	480,000,000	99.98	479,936,160	99.99	479,991,840	45.09
日本	第 182 回 国庫短期証券	国債 証券	- 2011年7月4日	220,000,000	99.98	219,975,140	99.99	219,996,260	20.67
日本	第 204 回 国庫短期証券	国債 証券	- 2011年10月3日	220,000,000	99.97	219,949,620	99.97	219,945,660	20.66
日本	第 196 回 国庫短期証券	国債 証券	- 2011年8月29日	200,000,000	99.97	199,948,800	99.98	199,969,800	18.79
日本	第 197 回 国庫短期証券	国債 証券	- 2011年9月5日	160,000,000	99.97	159,960,070	99.98	159,972,800	15.03

(種類別および業種別の投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	120.24
合計		120.24

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成20年9月30日～平成21年5月25日)	207,831,800	2,729,659
第2期計算期間 (平成21年5月26日～平成22年5月24日)	328,510,406	270,337,063
第3期計算期間 (平成22年5月25日～平成23年5月23日)	94,061,923	78,201,455

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

① 取得申込手続き

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。

2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ルクセンブルグの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

●ニューヨークの銀行休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または下記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資され、手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

① 解約申込手続き

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも解約が可能です。

2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※解約の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の申込みを受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 解約申込不可日

販売会社の営業日であっても、解約申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ルクセンブルグの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

●ニューヨークの銀行休業日

③ 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

④ 解約単位

販売会社が定める単位をもって解約できます。

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{*}(当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.5%の率を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰入れられます。

⑥ 支払開始日

お手取額は、原則として解約請求受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

⑦ 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。）に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は1万口当たりの価額で表示されます。

② ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

- 1)ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。
- 2)証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 3)外貨建て資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 4)予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- 1)基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2)基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益権の口数が30億口を下回る事となった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

1) 償還金は、原則として、信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに受益者に支払います。

2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

⑤ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金・償還金受領権

1) 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

2) 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として、信託終了日から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払いを開始します。受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

② 一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成21年5月26日から平成22年5月24日まで)、及び第3期計算期間(平成22年5月25日から平成23年5月23日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

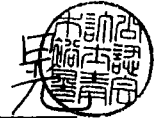
有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

青木裕



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

山田信之



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成21年5月26日から平成22年5月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成22年5月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年7月1日


新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木裕晃 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田信之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成22年5月25日から平成23年5月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成23年5月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成22年5月24日現在)	第3期 (平成23年5月23日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	148,549,500	-
コール・ローン	11,064,441	11,375,690
投資証券	263,626,387	306,146,968
親投資信託受益証券	4,005,791	4,010,524
派生商品評価勘定	226,750	-
未収利息	15	15
流動資産合計	427,472,884	321,533,197
資産合計	427,472,884	321,533,197
負債の部		
流動負債		
未払解約金	150,748,011	-
未払受託者報酬	70,698	52,499
未払委託者報酬	2,521,541	1,872,168
その他未払費用	519,120	519,120
流動負債合計	153,859,370	2,443,787
負債合計	153,859,370	2,443,787
純資産の部		
元本等		
元本	263,275,484	279,135,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,338,030	39,953,458
純資産合計	273,613,514	319,089,410
負債純資産合計	427,472,884	321,533,197

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)	第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)
営業収益		
受取配当金	75,822,244	37,178,649
受取利息	4,489	3,224
有価証券売買等損益	514,330	24,125,742
為替差損益	△17,450,827	△25,558,741
営業収益合計	58,890,236	35,748,874
営業費用		
受託者報酬	128,558	101,107
委託者報酬	4,585,281	3,606,009
その他費用	1,483,003	1,505,244
営業費用合計	6,196,842	5,212,360
営業利益又は営業損失(△)	52,693,394	30,536,514
経常利益又は経常損失(△)	52,693,394	30,536,514
当期純利益又は当期純損失(△)	52,693,394	30,536,514
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	36,646,110	5,988,522
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△13,480,377	10,338,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,183,538	8,825,817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	8,183,538	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	8,825,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	412,415	3,758,381
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-	3,758,381
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	412,415	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,338,030	39,953,458

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)	第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1)投資証券 同左 (2)親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。 (2)為替予約取引による為替損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同左
	(2)ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとしておりますが、第1期計算期間末日及びその翌日が休業日であり、また第2期計算期間末日が休業日のため、平成21年5月26日から平成22年5月24日までとなっております。	(2)ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとしておりますが、第3期計算期間は、前計算期間末日が休業日のため、平成22年5月25日から平成23年5月23日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 (平成22年5月24日現在)	第3期 (平成23年5月23日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	263,275,484口	279,135,952口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0393円 (10,393円)	1.1431円 (11,431円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)	第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(37,008,285円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(14,451,223円)、及び分配準備積立金(1,440,889円)より、分配対象収益は52,900,397円(1口当たり0.2009円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(27,080,682円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(30,354,856円)、及び分配準備積立金(29,657,900円)より、分配対象収益は87,093,438円(1口当たり0.3120円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額、及び当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額はそれぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>

(金融商品に関する注記)

第2期計算期間より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)

及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)	第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>

<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

<p>第2期 (平成22年5月24日現在)</p>	<p>第3期 (平成23年5月23日現在)</p>
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 デリバティブ取引については、(その他の注記)の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 同左</p> <p>デリバティブ取引 -</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額</p> <p>金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)	第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)	第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 (平成22年5月24日現在)	第3期 (平成23年5月23日現在)
期首元本額	205,102,141円	263,275,484円
期中追加設定元本額	328,510,406円	94,061,923円
期中一部解約元本額	270,337,063円	78,201,455円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第2期 (平成22年5月24日現在)	第3期 (平成23年5月23日現在)
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	△8,277,798	18,562,162
親投資信託受益証券	4,635	4,733
合計	△8,273,163	18,566,895

3 デリバティブ取引関係

第2期（平成22年5月24日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	148,759,750	-	148,533,000	226,750
合計		148,759,750	-	148,533,000	226,750

(注1) 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

第3期（平成23年5月23日現在）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund	34,939.133	3,739,884.79	
	米ドル 小計	34,939.133	3,739,884.79 (306,146,968)	
親投資信託受益証券	SIM ショートターム・マザー・ ファンド	3,943,873	4,010,524	
	日本円 小計	3,943,873	4,010,524	
合計			310,157,492 (306,146,968)	

(注) 1. 米ドル小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示は、外貨については米ドル単位、邦貨については円単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率(注)	有価証券の合計額 に対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	95.9%	98.7%
合計		95.9%	98.7%

(注) 組入時価の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

(参考)

本書の開示対象ファンド(エマージング・カレンシー・債券ファンド(1年決算型)、以下「当ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券です。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日(平成23年6月30日)時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。よって、現時点では平成22年6月30日に終了した計算期間の財務諸表を記載しています。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの、計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

SIM ショートターム・マザー・ファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成 23 年 5 月 23 日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,444,722
国債証券	1,059,901,980
未収利息	6
流動資産合計	1,064,346,708
資産合計	1,064,346,708
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,046,681,652
剰余金	
剰余金	17,665,056
純資産合計	1,064,346,708
負債純資産合計	1,064,346,708

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 22 年 5 月 25 日 至平成 23 年 5 月 23 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 23 年 5 月 23 日現在)
1. 計算日における受益権総数	1, 046, 681, 652 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0169 円 (10, 169 円)

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(自平成 22 年 5 月 25 日 至平成 23 年 5 月 23 日)
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

(平成 23 年 5 月 23 日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 22 年 5 月 25 日 至平成 23 年 5 月 23 日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成 22 年 5 月 25 日 至平成 23 年 5 月 23 日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 23 年 5 月 23 日現在)
同計算期間の期首元本額	1,037,827,453 円
同計算期間中の追加設定元本額	9,839,615 円
同計算期間中の一部解約元本額	985,416 円
同計算期間末日の元本額※	1,046,681,652 円
※上記元本額の内訳	
エマージング・カレンシー・債券ファンド (毎月分配型)	993,296,826 円
新生・トロイカ ロシアファンド	19,900,786 円
エマージング・カレンシー・債券ファンド (1年決算型)	3,943,873 円
中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド	19,700,552 円
中国人民元マネジメント債券ファンド (毎月決算型)	9,839,615 円

2 有価証券関係

(平成 23 年 5 月 23 日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	186,530
合計	186,530

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首 (平成 22 年 5 月 25 日) から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(平成 23 年 5 月 23 日現在)

本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 23 年 5 月 23 日現在)

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考 (償還年月日)
国債証券	第 156 回国庫短期証券	50,000,000	49,997,800	2011 年 6 月 10 日
	第 174 回国庫短期証券	200,000,000	199,996,400	2011 年 5 月 30 日
	第 175 回国庫短期証券	110,000,000	109,996,480	2011 年 6 月 6 日
	第 182 回国庫短期証券	220,000,000	219,975,140	2011 年 7 月 4 日
	第 183 回国庫短期証券	480,000,000	479,936,160	2011 年 7 月 11 日
合計		1,060,000,000	1,059,901,980	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

運用会社の取締役の報告書

取締役の責任

本ファンドの連結財務諸表は、取締役会の監督の下で管理者である Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A. が作成します。ルクセンブルグの法律および規則に従って、取締役は、財務諸表の作成および適正表示に関する適切な内部統制が本ファンドのサービス・プロバイダーにより適切に実施されるよう、また財務諸表の作成に関して行われた会計上の判断ないし見積もりに関する監督を行うために適切な措置を講じています。取締役会は、これらの要求を完全に充足しているものと確信しています。

取締役会

ルクセンブルグ、2010年10月14日

監査報告書

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドの株主各位

我々は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの添付の連結財務諸表の監査を行いました。これらの連結財務諸表は、2010年6月30日時点の結合純資産計算書ならびに投資明細表およびその他純資産、同日に終了した年度についての結合損益計算書および結合純資産変動計算書、重要な会計方針の概要、財務諸表へのその他の注記から構成されます。

連結財務諸表に対する SICAV-FIS の取締役会の責任

SICAV-FIS の取締役会は、連結財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの連結財務諸表を作成し適正に表示する責任を負います。この責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない連結財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積もりを行うことが含まれます。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの連結財務諸表に対して意見を表明することです。我々は、「公認監査人協会」(“Institut des Réviseurs d’Entreprises”)によりルクセンブルグで適用された国際監査基準に従って監査を実施しました。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務諸表に重大な虚偽表示がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求しています。

監査には、連結財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれます。選択されるこの手続きは、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務諸表上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠しています。それらのリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続きを立案するため、事業体の財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制について考慮しますが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではありません。

監査はまた、SICAV-FIS の取締役会が採用した会計方針の妥当性および行った会計上の見積もりの合理性についての評価と共に、連結財務諸表の全体的な表示に関する評価も含んでいます。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信しています。

意見

我々の意見では、これらの連結財務諸表は、2010年6月30日時点のブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財政状態、ならびに同日に終了した年度についての経営成績および純資産の変動を財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って真実かつ公正に表示しています。

その他の事項

本年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に課された責務との関連において検討されたものですが、これらは上述の監査基準に準拠して実施された特定の監査手続きの対象ではありません。従って、我々はこれらの情報に対して意見を表明するものではありませんが、連結財務諸表との関連で全体として見た場合、これらの情報に関して指摘事項はありません。

プライスウォーターハウスクーパース S.à.r.l.
監査人代表

ルクセンブルグ、2010年10月14日

Didier Prime

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・
ボンド・ファンド

(Société d'Investissement à Capital Variable-Fonds d'Investissement Spécialisé)

2010年6月30日時点の投資明細表およびその他純資産

証券銘柄	利率	償還日	通貨	額面金額 (000)	評価額 米ドル	純資産 比率(%)
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券						
債券						
アルゼンチン						
Republic of Argentina,VRB	3.72%	2035/12/15	ARS	992,394	18,458,524	1.93
ブラジル						
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2012/1/1	BRL	161,224	91,285,930	9.56
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2014/1/1	BRL	40,832	22,336,976	2.34
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2017/1/1	BRL	44,477	23,498,134	2.46
Brazilian Government Internatioanl Bond	10.25%	2028/1/10	BRL	24,800	13,947,850	1.46
					151,068,890	15.82
コロンビア						
Citigroup Funding Colombia Credit Linked	0.00%	2020/07/27	COP	23,000,000	15,882,451	1.66
Colombia Government International Bond	7.75%	2021/04/14	COP	15,821,000	8,916,716	0.93
Republic of Colombia	12.00%	2015/10/22	COP	15,467,000	10,384,848	1.09
					35,184,015	3.68
ハンガリー						
Hungary Government Bond	5.50%	2014/2/12	HUF	88,350	359,659	0.04
Hungary Government International Bond	6.75%	2014/7/28	EUR	16,520	20,909,859	2.19
					21,269,518	2.23
アイルランド						
Depfa Bank, Plc.	6.75%	2012/5/9	RON	26,695	6,720,203	0.07
ルクセンブルグ						
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank	6.88%	2010/11/29	USD	1,780	1,813,259	0.19
SB Capital, SA	5.93%	2011/11/14	USD	1,780	1,848,419	0.20
VTB Capital, SA	7.50%	2011/10/12	USD	1,630	1,714,271	0.18
VTB Capital, SA	6.61%	2012/10/31	USD	1,780	1,837,895	0.19
					7,213,844	0.76
マレーシア						
Malaysia Government Bond	3.76%	2011/4/28	MYR	65,000	20,245,276	2.12
Malaysia Government Bond	5.09%	2014/4/30	MYR	171,770	56,186,697	5.88
					76,431,973	8.00

メキシコ							
Mexican Bonos	8.00%	2013/12/19	MXN	361,639	30,075,133	3.15	
Mexican Bonos	9.50%	2014/12/18	MXN	300,000	26,339,786	2.76	
Mexican Bonos	8.00%	2015/12/17	MXN	927,650	77,644,168	8.13	
					<u>134,059,087</u>	<u>14.04</u>	
オランダ							
White Nights Finance BV for Gazprom	10.50%	2014/03/08	USD	6,810	7,909,637	0.83	
ペルー							
Peru Government Bond	7.84%	2020/08/12	PEN	13,840	5,487,003	0.58	
ポーランド							
Poland Government Bond	5.50%	2015/04/25	PLN	235,430	69,921,765	7.32	
Poland Government Bond	5.00%	2037/04/25	PLN	13,500	3,402,333	0.36	
					<u>73,324,098</u>	<u>7.68</u>	
南アフリカ共和国							
South Africa Government Bond	13.50%	2015/9/15	ZAR	281,470	45,090,607	4.72	
South Africa Government Bond	8.25%	2017/09/15	ZAR	95,802	12,215,442	1.28	
South Africa Government Bond	8.00%	2018/12/21	ZAR	119,080	14,819,828	1.55	
South Africa Government Bond	6.75%	2021/03/31	ZAR	54,923	6,111,728	0.64	
South Africa Government Bond	10.50%	2026/12/21	ZAR	280,703	41,148,493	4.31	
					<u>119,386,098</u>	<u>12.50</u>	
国際機関							
International Bank for Reconstruction & Development	0.00%	2013/04/24	IDR	9,808,650	904,592	0.09	
International Finance Corp.	0.00%	2010/07/30	USD	7,200	7,200	0.73	
					<u>7,870,628</u>	<u>0.82</u>	
トルコ							
Turkey Government Bond	10.00%	2012/2/15	TRY	32,918	23,058,621	2.41	
米国							
Citigroup Funding Inc.	0.00%	2015/10/29	USD	6,000	7,658,088	0.80	
Jp Morgan Chase & Co.	0.00%	2012/04/12	IDR	13,504,220	1,325,916	0.14	
Jp Morgan Chase & Co.	8.00%	2012/07/09	INR	147,500	3,399,376	0.36	
Jp Morgan Chase & Co.	6.00%	2012/10/10	PHP	516,400	11,406,363	1.19	
Jp Morgan Chase & Co.	0.00%	2017/10/04	TRY	24,800	7,372,880	0.77	
Jp Morgan Chase & Co., FRB	3.94%	2011/06/20	RUB	384,000	12,222,742	1.28	
Jp Morgan Chase & Co. 144A	6.00%	2012/10/10	PHP	30,000	662,647	0.07	
					<u>44,048,012</u>	<u>4.61</u>	
債券合計							
					<u>731,490,151</u>	<u>76.59</u>	
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券							
					<u>731,490,151</u>	<u>76.59</u>	

その他の有価証券						
リバース・レボ契約						
米国						
Bony Triparty	0.40%	2010/07/01	USD	50,000	<u>50,000,000</u>	<u>5.23</u>
リバース・レボ契約合計					<u>50,000,000</u>	<u>5.23</u>
その他の有価証券合計					<u>50,000,000</u>	<u>5.23</u>
投資合計 (取得原価 766,384,365 米ドル)					781,490,151	81.82
負債控除後その他資産					<u>173,582,523</u>	<u>18.18</u>
純資産合計					<u><u>955,072,674</u></u>	<u><u>100.00</u></u>

略称：

VRB—変動金利債

FRB—変動利付債

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
		米ドル
資産		
投資証券(時価)	2	781,490,151
購入オプション(時価)	2,10c	8,128,181
金利スワップおよび通貨スワップ(時価)	2,10d, 10e	4,553,053
購入トータル・リターン・スワップ(時価)	2,10f	148,041,691
先物外国為替契約にかかる未実現利益	2,10a	4,527,046
現金および現金同等物	2	14,935,533
未収売却投資		49,621,278
未収利息		173,675,501
その他未収および未収収益		14,625,612
		153,417
資産合計		<u>1,195,224,417</u>
負債		
売却オプション(時価)	2,10c	5,224,965
売却トータル・リターン・スワップ(時価)	2,10f	24,289,864
先物外国為替契約にかかる未実現損失	2,10a	18,207,585
未払購入投資証券		173,888,868
未払償却株式		9,000,000
未払運用顧問報酬および未払アドバイザー報酬	5	642,163
未払専門家報酬		79,355
ルクセンブルグの年次税(Taxe d'abonnement)	3	38,314
未払取締役報酬	7	5,330
未払費用およびその他の未払金		8,775,299
負債合計		<u>240,151,743</u>
純資産合計		<u>955,072,674</u>

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

注記
ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベ
イ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボ
ンド・ファンド

米ドル

利益		
源泉徴収税控除後利息	2	94,795,812
銀行金利	2	52,039
その他の利益		8,234
総利益		94,856,085
費用		
運用顧問報酬	5	8,739,535
利払費用	2	3,957,156
保管管理報酬		844,447
専門家報酬		73,475
ルクセンブルグの年次税(Taxe d'abonnement)	3	108,301
銀行金利手数料	2	36,477
取締役報酬	7	7,283
その他費用		828,288
総費用		14,594,962
純投資利益		80,261,123
投資証券実現純利益		75,113,926
先物外国為替契約実現純利益		53,450,997
オプション契約実現純利益		318,826
金利スワップおよび通貨スワップ実現純利益		12,185,230
トータル・リターン・スワップ実現純損失		(4,193,369)
バリエンス・スワップおよびボラティリティー・スワップ実現純利益		3,105,206
外国為替取引実現純利益		1,212,147
実現純利益／(損失)		221,454,086
投資証券未実現評価損の純変動額		(6,613,716)
先物外国為替契約未実現評価損の純変動額		(12,567,316)
オプション契約未実現評価損の純変動額		(540,119)
金利スワップおよび為替スワップにかかる未実現評価益の純変動額		297,538
トータル・リターン・スワップ未実現評価益の純変動額		17,299,008
外国為替未実現評価損の純変動額		(930,974)
当期本年度実績		218,398,507
株式取引		
株式取引にかかる純引受額		225,671,348
株式取引にかかる償還額		(320,080,000)
分配金		(214,892,708)
当期純資産の増加／(減少)		(90,902,853)
通貨換算調整金		
当期首純資産		1,045,975,527
当期末純資産合計		955,072,674

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

統計情報

総経費率

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・
ボンド・ファンド(2010年6月30日)

- ベースクラス I 0.89%

発行済口数

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・
ボンド・ファンド(2010年6月30日)

- ベースクラス I ドル - 9,532,898

純資産合計

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・
ボンド・ファンド(2010年6月30日)

- ベースクラス I ドル - 955,072,674

一株当たり純資産価格

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・
ボンド・ファンド(2010年6月30日)

- ベースクラス I ドル - 100.19

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド
会社型投資信託(Société d'Investissement à Capital Variable-Fonds d'Investissement Spécialisé)
2010年6月30日時点の財務諸表への注記

1. 一般情報

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド(「本ファンド」)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて会社型投資信託(Société d'investissement à Capital Variable(SICAV))として組織された有限責任会社で、2005年5月19日に設立されました(存続期間は無期限)。本ファンドは、2007年2月13日法に基づく専門投資ファンド(SICAV、SICAV-FIS形式における専門投資ファンド)として承認されています。本ファンドは投資の選択機会を提供しており、現在は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:エマージング・マーケット・ポータブル・アルファ・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・イールド・ポータブル・アルファ・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・イールド・エンハンスト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・インカム・ローン・ファンドならびにブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンドの6サブ・ファンドが存在します(以下、各々を「サブ・ファンド」といいます)。サブ・ファンドは、様々な株式クラスを提供しています。

2. 重要な会計方針

財務諸表は、投資信託に関するルクセンブルグにおける一般的に承認された会計基準および規制・規則に従って準備され、作成されます。

下記は、各サブ・ファンドが採用した重要な会計方針の概要です。

a) 連結財務諸表

本年次報告書は各サブ・ファンドの会計通貨で作成されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表されている資産および負債は、期末日における為替レートで当該会計通貨へ換算されています。連結された勘定はユーロ(EUR)で表示されています。年度開始時の純資産の換算により116,239,575ユーロの通貨換算調整額が生じています。本換算方式は個別のサブ・ファンドへ割り当てられた純資産の価値に何の影響も及ぼしていません。

b) 有価証券の評価額

いずれかの証券市場において成立したか取り扱われている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産の価値は、利用可能な最新の終値に基づいています。その他の規制市場において取引されている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産は、可及的に上場証券の値決めと同様な方法で測定されています。いずれかの証券市場またはその他の規制市場での非上場ないしは取引または取り扱われていない資産、および当該その他の市場において評価価格が利用できない上場または非上場の資産、または相場価格が公正市場価値の代表値ではない資産に関する価値は、予見できる範囲での売買価格を基礎として取締役会によって慎重かつ誠実に決定されます。オープン型UCIが有する株式または投資信託は、最終決定され、利用可能な純資産価値により、あるいは当該価格が当該資産の公正市場価値の代表値ではない場合は、それらの価格は取締役会によって公正かつ公平に決定されます。クローズド型のUCIが有する投資信託または株式は、証券市場において利用可能な最終価格で評価されています。

c) 先物外国為替契約

オープンな先物外国為替契約は、当該評価時に成立した先物為替レートを基礎に評価されます。本処理による実現純利益(または純損失)および未実現評価益(または評価損)は「連結業務報告書」および「純資産変動計算書」の「先物外国為替契約に係わる実現純利益(または純損失)」および「先物外国為替契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動額」にそれぞれ算入されています。実現純利益

には、他の契約によって清算または相殺された契約に係わる純利得を含んでいます。各サブ・ファンドはクラス別のヘッジを行っています。当該ヘッジの利得と損失はすべて対応するクラスの株式(種類株式)のみへ配賦されます。

d) 先物契約

先物契約を締結するに際して各サブ・ファンドは、先物ブローカーまたは市場の当初マージン要求額に応じて当該ブローカーへ現金を預託する必要があります。先物契約は、それらが取引される市場で決定された日々成立する清算価格を使用して評価されます。各サブ・ファンドとブローカーは、先物契約価値の日々の変動に等しい金額(「変動マージン」)を交換することに合意しています。オープン先物に関する契約価値の変動は、連結純資産計算書の作成日現在で契約価値を「マーク・ツー・マーケット(市場価値による時価評価)」することより未実現の利得ないしは損失として認識されます。契約終結時には、終結取引と当初取引の収益(またはコスト)の差額が「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において実現利益または損失として記録されます。実現純利益(または純損失)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「先物契約に係わる実現純利益(または純損失)」および「先物契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

e) 投資有価証券の売却に関する実現利益および損失

投資有価証券の売却に関する実現利益および損失は、平均原価に基づいて算定され、連結純資産変動計算書で認識されます。

f) 外貨換算

各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2010年6月30日時点の為替レートで換算されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資費用、収益および経費は、取引日の為替レートで換算されています。これらの項目の換算による通貨差損益を考慮に入れて、運用実績が判断されます。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・イールド・ポータブル・アルファ・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・イールド・エンハンスト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・インカム・ローン・ファンドならびにブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンドに関しては、以下のEURレートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
British Pounds (GBP)	0.8187	US Dollars (USD)	1.2249

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:エマージング・マーケット・ポータブル・アルファ・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドに関しては、以下のUSDレートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
Argentine Peso (ARS)	3.9335	Mexican Peso (MXN)	12.8844
Australian Dollar (AUD)	1.1839	New Romanina Leu (RON)	3.5644
Brazilian Real (BRL)	1.8025	Peruvian Nuevo Sol (PEN)	2.8270
British Pounds (GBP)	0.6684	Philippine Peso (PHP)	46.3550
Chilean Peso (CLP)	547.9500	Polish Zloty (PLN)	3.3772
Colombian Peso (COP)	1,917.4000	Russian Ruble (RUB)	31.2340
Euro (EUR)	0.8164	South African Rnad (ZAR)	7.6658
Hungarian Forint (HUF)	232.7334	South Korea Won (KRW)	1,221.8000
Indian Rupee (INR)	46.4450	Swiss Franc (CHF)	1.0784
Indonesian Rupiah (IDR)	9,065.0000	Thai Baht (THB)	32.3900
Malaysian Ringgit (MYR)	3.2375	Turkish Lira (TRY)	1.5833

g) オプション契約

各サブ・ファンドは、コール・オプションおよびプット・オプションを売買する権限を有しています。サブ・ファンドがオプションを売買した場合は、支払(または受取)プレミアムに等しい金額が資産または負債として表示されます。次いで、これらの資産または負債の金額はオプションの時価を表示する目的で市場評価されます。オプションの行使により証券が売買された場合は、関連する支払(または受取)プレミアムは購入証券のベーススへ加算(または減算)されるか、売却証券の収益から減算(または加算)されます。オプションが満期になる(またはポートフォリオが取引終了する)場合は、各サブ・ファンドは、支払(または受取)プレミアムに応じて当該オプションに係わる利得または損失を実現させます(または取引の終結コストが支払(または受取)プレミアムを超過する程度に応じて利得または損失を実現させます)。実現純利益(または純損失)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「オプション契約に係わる実現純利益(または純損失)」および「オプション契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

h) クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・指標スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、プロテクション(保証)の買い手がフィー(通常は元本金額に対する1年当たりのベイス・ポイントで表示されます)を支払う代わりに、対象企業に係わる破産、延滞、または債務再編などのクレジット・イベントの発生によりプロテクションの売り手から支払いを受けるという2者間の金融契約です。クレジット・イベントおよび偶発支払額を決定するのに使用する精算方法は取引時に関係者間で協定します。

クレジット・イベントが宣告されると、プロテクションの買い手は契約を精算する権利を持ちます。通常、精算は実物で行われます。プロテクションの買い手は契約の額面額まで参照組織の社債を引き渡す権利を持ちます。それと引き替えに、プロテクションの買い手はこれらの負債と等しい金額を受け取ります。プロテクションの売却は、社債または代替的な負債の購入と等価のシンセティック(合成値)です。プロテクションの購入は、社債またはその他のクレジット商品のシンセティック型の空売りまたはヘッジと等価です。

クレジット指標によるクレジット・デフォルト・スワップ契約(CDIS)とは、クレジット指標を構成する参照組織に係わる債権切捨て、元本不足、金利不足、または全額または一部の支払不能というイベント発生時に、特約したリターンを受け取る権利と交換に当事者の一方が他方に対して一連の支払いをすることを意味します。クレジット指標とは、全体としてクレジット市場のある部分を代表するように作成されたクレジット商品または債権バスケットのリストです。指標の構成要素は、投資対象証券、ハイイールド債券、アセット・バックド証券(ABS)、新興市場、または/および各セクターでの様々な信用格付けなど(それらに限定されませんが)を含んでいます。クレジット指標は、固定スプレッドと標準満期日により標準化された条件のCDSを使用して取引されます。クレジット・デフォルト・スワップ指標は、指標中のすべての企業に関係を持ち、万が一債務不履行が発生した場合は、当該イベントは指標に占める当該企業の比重に基づき精算されます。指標の構成は定期的に変更され、ほとんどの指標では各企業は同じ比重を持ちます。各サブ・ファンドは、CDISをCDSのポートフォリオまたはクレジット指標によるCDS付きの社債のヘッジのために利用していますが、そのほうが同じ効果を実現するために多数のCDSを購入するよりも安価になります。CDISは、社債保有者を債務不履行から守るための基準です。トレーダーは、それを利用してクレジットの質の変化に投資しています。

実現純利益(または純損失)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「CDSおよびCDISに係わる実現純利益(または純損失)」および「CDSおよびCDISに係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

i) トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、契約の各当事者が計算の基礎としての想定元本金額に基づく一連の利息支払に関して資産のトータルな成果を交換することに合意した2者間の契約です。実現純利益(または純損失)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「トータル・リターン・スワップに係わる実現純利益(または純損失)」および「トータル・リター

ン・スワップに係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

j) 金利スワップおよびクロス・通貨スワップ

各サブ・ファンドは、投資目的を追求する通常の過程において金利リスクにさらされています。仮にサブ・ファンドが固定金利の社債を保有しているとすると、金利が上昇すればこれらの社債の価値は下落します。当該リスクをヘッジし、市場レートでの利益生成力を保持する一助としてサブ・ファンドは金利スワップ契約を締結するでしょう。

金利スワップとは、契約の各当事者が、計算の基礎となり通常は交換されない想定元本金額に基づき一連の金利支払を別の一連の金利支払(通常は固定と変動)と交換することに合意した 2 者間の契約です。

クロス通貨スワップとは、異なる 2 種類の通貨を交換する 2 者間の契約ですが、後日約定した交換レートで反対取引をする合意があります。契約開始日の通貨の交換は、その時点のスポットレートで行われます。満期日における再交換は、同じ交換レート、約定レート、またはその時点のスポットレートなどで行われます。金利支払がある場合は、契約開始時点における 2 通貨の適用金利に基づき契約当事者間で支払が実行されます。

実現純利益(または純損失)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「金利スワップおよびクロス・カレンシー・スワップに係わる実現純利益(または純損失)」および「金利スワップおよびクロス・カレンシー・スワップに係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

k) バリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップ

いくつかのサブ・ファンドは、バリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップ契約に投資しています。バリエーション・スワップ契約とは、特定の資産に係わる測定されたバリエーション(またはボラティリティ・スワップの場合はボラティリティ)を基礎としてキャッシュフローを交換することを合意した 2 者間の契約です。契約の各当事者は「固定金利」またはストライク価格の支払いと「変動価格」または想定元本金額に対して対象資産に係わる実現した価格バリエーションとを交換することに合意をします。通常、開始時においてストライク価格はスワップの公正価値がゼロとなるように選択されます。満期日にキャッシュフローの純額が交換されます。ペイオフ金額は、対象資産に係わる実現した価格バリエーションとストライク価格の差に想定元本金額を乗じたものです。実現した価格バリエーションの受け手としてのサブ・ファンドは、対象資産の実現した価格バリエーションがストライク価格よりも大きい場合にはペイオフ金額を受け取り、バリエーションがストライク価格よりも小さい場合にはペイオフ金額を支払います。実現した価格バリエーションの払い手としてのサブ・ファンドは、対象資産の実現した価格バリエーションがストライク価格よりも大きい場合にはペイオフ金額を支払い、バリエーションがストライク価格よりも小さい場合にはペイオフ金額を受け取ります。この種類の契約は、本質的にみて対象資産に係わる将来の実現価格バリエーション(またはボラティリティ)の先物契約です。

l) リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引

各サブ・ファンドは、証券の購入と売却からなるリパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引を付随的に行うことがあります。リパーチャス契約では、一定の期日に予め合意した金額で証券を買い戻す契約の下で、サブ・ファンドは自ら保有する証券を金融機関へ売却します。典型的なリバース・リパーチャス契約取引の条件では、サブ・ファンドは合意された日に合意された価格で売り手の債務を買い戻し、再売却することを条件として、対象となる債務(担保)を占有します。リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約はともに名目価値で評価されます。

m) タームローン

サブ・ファンドは、融資残高の全部または一部の譲受けや移転、あるいは参加という方法により金融機関からの固定金利および変動金利の融資へ投資します。サブ・ファンドは、マネーマーケット商品に該当する融資に限って投資をします。ローン・パーティシペーション(融資参加)を購入する場合は、サブ・ファン

ドは法人債務者の経済リスクおよび仲介銀行または他の金融機関の信用リスクを引き受けます。サブ・ファンドが投資するローン・パーティシペーションまたはアサインメント(譲受け)は、国際的に公認された格付け機関によって格付けされていないものがあります。アサインメントの購入に際しては、サブ・ファンドは法人債務者の信用リスクのみを引き受けます。タームローンの価値は、予見できる購入価格および売却価格を基礎として取締役会によって公正かつ公平に決定されます。実現純利益(または純損失)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「投資に係わる実現純利益(または純損失)」および「投資に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

n) 現金および現金同等物

現金およびその他の流動資産は、発生利息を勘案した額面価格で評価されます。当座貸越勘定にも利息が発生します。銀行預金は全額ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社に、オーバーナイト預金は取締役会が承認した第3者金融機関または直接サブ・カストディアンに預けてあります。

o) 利息収支

利息収支は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において発生基準で認識されています。

p) 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、5年間にわたり定額法で償却されます。これらの費用は、当初のサブ・ファンド2本の間で均等に分割されました。それ以降の各サブ・ファンドは、それぞれの設立費用を負担します。

3. 税務上の取り扱い

現在の法律および慣習の下では、本ファンドにルクセンブルグの税金は課されません。また、本ファンドが支払う分配金にルクセンブルグの源泉徴収税は課されません。しかしながら、本ファンドは、ルクセンブルグにおいて、その純資産に関して年0.01%のルクセンブルグの年次税("taxe d'abonnement")を課され、この税金は四半期ごとに支払われるもので、該当する四半期末の本ファンドの純資産の評価総額を基に計算されます。この税金は、本ファンドの資産のうち、その他のルクセンブルグの集団投資事業に投資された部分には適用されません。設立時に1回のみ支払われた1,250ユーロの税金以外は、本ファンドの株式発行に際して、ルクセンブルグにおいては印紙税その他の税金は課されません。

本ファンドの資産の実現・未実現キャピタル・ゲインに対しては、ルクセンブルグでは税金は課されません。

本ファンドが受領した金利収入は、発生国の回収不能の源泉徴収税の対象となる可能性があります。

投資家は、国籍国または居住国の法律に基づいて適用される課税に関しては専門アドバイザーに相談してください。

4. 分配方針

各サブ・ファンドおよび各クラスの方針としては、すべての収益およびキャピタル・ゲインを再投資するため、分配金の支払いは行いません。しかし、取締役会は、いずれの会計年度においても、分配金の支払いを行うことが適切であると取締役会が考える場合には、年次総会において各サブ・ファンドまたは各クラスの株主に対して、各サブ・ファンドまたは各クラスの当期における純投資収益の全部または一部から分配金を支払うよう提案することもできます。取締役会は、当該分配金を控除した後のファンドの資本金がルクセンブルグの法律が要求する最低資本金を上回る場合にのみ、分配金の支払いを提案することができます。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドの株主に対して、2009年7月1日から2010年6月30日までの期間の分配金が支払われました。

2009年7月14日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・

ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 0.3085 米ドル
 2009 年 8 月 14 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 3.569 米ドル
 2009 年 9 月 14 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 1.642 米ドル
 2009 年 10 月 14 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 1.832 米ドル
 2009 年 11 月 13 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 2.134 米ドル
 2009 年 12 月 14 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 2.099 米ドル
 2010 年 1 月 15 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 1.216 米ドル
 2010 年 2 月 12 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 1.374 米ドル
 2010 年 3 月 12 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 1.280 米ドル
 2010 年 4 月 16 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 1.582 米ドル
 2010 年 5 月 18 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 2.062 米ドル
 2010 年 6 月 14 日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラス I に関して 1 株当たり 0.867 米ドル

5. 運用顧問報酬

本ファンドは、ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーと契約を締結し、その契約に基づいて同社は投資顧問兼アドバイザーに任命されました。ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーは、英国で設立され、金融サービス庁 (FSA) による認可・規制を受けています。本ファンドは、投資顧問兼アドバイザーに対して、運用中の各サブ・ファンドまたは各クラスの純資産の一定の割合として計算される運用顧問報酬を支払います。投資顧問兼アドバイザーの報酬は、各評価日に発生し、下記の利率で毎月後払いで支払われます。

サブ・ファンド	株式クラス	利率
ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド： SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	ベースクラス I	0.80%

運用会社は、ファンドの英文目論見書に記載される費用を超過した実際の管理費用をサブ・ファンドに課することに同意しています。

6. 成功報酬

投資家が成功報酬支払株式クラスの株式を購入した場合、投資顧問兼アドバイザーは、株主が所有する株式に基づいて計算される成功報酬を受け取る権利を有します。そのため、各株主は株式持分に比例した成功報酬を支払います。12 ヶ月終了時の各期間に対して、各持ち株に対し計算される成功報酬は、当該サブ・ファンドの 6 月の最終評価日 (以下「計算期間」といいます。) に支払われます。各計算期間に対する各持ち株の成功報酬は、一株当たり基準累積相対利益を上回る計算期間中の一株当たり累積相対利益における上昇分の 20% です。

一株当たり基準累積相対利益は、株式発行時点の一株当たり累積相対利益の中で最も大きく、かつ、かかる持ち株が所有されていた期間のいずれの前計算期間末(もしあれば)に達成された一株当たり累積相対利益が最も高いものとします。

成功報酬は株式クラスごとに計算され、サブ・ファンドにより投資顧問兼アドバイザーに支払われます。詳細はファンドの英文目論見書の成功報酬の項をご参照下さい。

7. 取締役の報酬

取締役の報酬は、1人当たり年間5,000ユーロです。投資顧問兼アドバイザーに任命された本ファンドのオフィサーである取締役会の各メンバーは、取締役の報酬を放棄しています。

8. 関係者との取引

本ファンドの取締役である Jordan Kitson は、本ファンドの投資顧問兼アドバイザーのオフィサーです。本ファンドの取締役である Nicholas Williams は、本ファンドの投資顧問兼アドバイザーに任命されたブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーの取締役です。

投資顧問兼アドバイザーに対して行われるすべての支払いの詳細については、上記の注記 5 および注記 6 に記載されています。

本ファンドの取締役である Claude Niedner は、ルクセンブルグの本ファンドのリーガル・アドバイザーである Arendt & Medernach のパートナーです。Arendt & Medernach に対するすべての支払いは、実際に提供されるサービスに対するものです。

9. ポートフォリオ構成の変動報告書

2010年6月30日に終了した年度に関する投資のポートフォリオの変動を示す報告書は、本ファンドの登記上の事務所から無料で入手することができます。

10. 投資取引

各サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、また市場リスクをヘッジするために、先物外国為替契約、金融先物契約およびオプション取引を含めて様々なポートフォリオ戦略を実施します。また各サブ・ファンドは、債券・株式指数や指数ポートフォリオに関するオプション契約も行うことができます。各サブ・ファンドは、通貨オプション、先物契約および先物外国為替契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である各通貨に不利な為替レートの変動に対して投資のヘッジを図ることができます。

各サブ・ファンドは、金利変動をヘッジする目的で、金利先物契約の売却、金利のコール・オプションの売却またはプット・オプションの購入、あるいはスワップ契約の締結を行うことができます。各サブ・ファンドは、証券貸付業務に従事し、リパーチャス契約およびリバーズ・リパーチャス契約を締結し、クレジット・リスクをヘッジするためのクレジット・デフォルト・スワップ取引を締結することができます。

各サブ・ファンドが締結できるデリバティブ取引の種類は、目論見書の付属資料に詳述されています。下の表は各サブ・ファンドが期末日現在で保有するデリバティブ商品の概要を示しています。

●先物外国為替契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2010年6月30日現在)

購入 通貨	購入金額	売却 通貨	売却金額	償還日	未実現利益 (米ドル)
UAH	37,348,485	USD	(3,395,317)	2010/08/16	1,231,219
UAH	34,155,000	USD	(3,300,000)	2010/07/28	949,715
UAH	33,330,000	USD	(3,300,000)	2010/07/14	894,521
USD	45,555,556	TRY	(70,779,667)	2010/07/01	850,255
USD	11,920,000	RUB	(350,060,600)	2010/07/26	729,368
USD	11,880,000	RUB	(349,153,200)	2010/07/26	718,376
USD	16,000,000	RUB	(482,240,000)	2010/07/26	583,897
IDR	105,306,400,000	USD	(11,120,000)	2010/07/01	496,812
BRL	21,529,435	USD	(11,450,000)	2010/07/02	494,208
UAH	16,870,500	USD	(1,630,000)	2010/07/30	465,714
BRL	21,437,835	USD	(11,450,000)	2010/07/02	443,390
BRL	21,411,500	USD	(11,450,000)	2010/07/02	428,779
USD	9,959,641	INR	(444,200,000)	2010/07/27	427,074
BRL	21,402,340	USD	(11,450,000)	2010/07/02	423,698
USD	11,330,000	KRW	(13,351,272,000)	2010/07/12	406,810
USD	22,690,000	MXN	(288,889,080)	2010/07/30	331,405
USD	26,900,933	ZAR	(204,769,902)	2010/07/30	323,331
BRL	21,244,645	USD	(11,465,000)	2010/07/02	321,211
USD	11,100,000	ZAR	(83,309,940)	2010/07/30	286,993
USD	14,680,000	TRY	(23,345,604)	2010/11/24	285,917
BRL	20,963,694	USD	(11,420,000)	2010/07/02	210,343
RUB	363,935,000	USD	(11,440,000)	2010/07/12	205,086
UAH	24,797,000	USD	(2,740,000)	2010/03/02	194,267
USD	22,690,000	TRY	(35,800,282)	2010/07/30	184,687
USD	22,690,000	TRY	(35,819,568)	2010/07/30	172,563
BRL	13,732,708	USD	(7,452,250)	2010/07/02	166,451
USD	11,310,000	ZAR	(85,882,485)	2010/07/30	163,095
USD	11,340,000	MXN	(144,498,427)	2010/07/30	156,502
USD	11,340,000	MXN	(144,590,670)	2010/07/30	149,393
UAH	24,475,000	USD	(2,750,000)	2011/03/04	144,680
USD	11,340,000	ZAR	(86,256,009)	2010/07/30	144,615
USD	16,860,000	BRL	(30,137,250)	2010/07/02	140,305
USD	13,993,750	EUR	(11,310,000)	2010/07/30	138,193
BRL	10,524,800	USD	(5,720,000)	2010/07/02	119,001
CHF	15,088,254	USD	(13,880,000)	2010/07/30	117,966
USD	11,310,000	ZAR	(86,238,750)	2010/07/30	116,855
BRL	10,519,080	USD	(5,720,000)	2010/07/02	115,828
USD	7,630,000	TRY	(12,213,341)	2010/11/24	99,681
USD	13,972,383	EUR	(11,330,000)	2010/07/30	92,325
USD	11,310,000	TRY	(17,855,097)	2010/07/30	85,660
USD	11,310,000	BRL	(20,239,245)	2010/07/02	81,570
USD	11,310,000	TRY	(17,878,282)	2010/07/30	71,085
USD	14,489,775	IDR	(131,335,320,000)	2010/07/30	70,653
KRW	7,069,920,000	USD	(5,720,000)	2010/07/12	64,074
USD	13,942,925	EUR	(11,330,000)	2010/07/30	62,867
BRL	4,025,768	USD	(2,179,154)	2010/07/02	54,282
PEN	44,484,160	USD	(15,680,000)	2010/07/09	52,683
USD	6,025,365	KRW	(7,301,236,200)	2010/07/12	51,943
BRL	4,025,768	USD	(2,185,186)	2010/07/02	48,250
USD	47,143,313	RUB	(1,473,228,533)	2010/07/26	47,587
USD	546,531	RON	(1,801,913)	2010/09/19	46,659
INR	268,502,500	USD	(5,725,000)	2010/07/14	46,536

INR	268,388,000	USD	(5,725,000)	2010/07/14	44,074
USD	1,365,246	HUF	(312,423,000)	2010/07/30	27,227
USD	1,670,896	ZAR	(12,651,020)	2010/07/01	20,576
COP	30,105,600,000	USD	(15,680,000)	2010/07/09	19,624
BRL	10,125,872	USD	(5,560,000)	2010/08/03	19,045
KRW	7,585,845,000	USD	(6,190,000)	2010/07/08	17,482
USD	11,100,000	MXN	(143,228,850)	2010/07/30	14,791
USD	22,210,000	BRL	(40,284,498)	2010/08/03	14,476
BRL	10,116,420	USD	(5,560,000)	2010/08/03	13,837
COP	19,044,400,000	USD	(9,918,958)	2010/07/09	12,415
USD	17,674,556	BRL	(32,067,830)	2010/08/03	6,165
KRW	7,585,845,000	USD	(6,202,400)	2010/07/12	3,872
BRL	20,447,154	USD	(11,340,000)	2010/07/02	3,775
USD	10,000,000	IDR	(91,050,000,000)	2010/07/30	3,747
BRL	20,188,360	USD	(11,120,000)	2010/08/03	3,167
USD	15,735,465	PEN	(44,484,160)	2010/07/09	2,782
				合計	14,935,533

購入 通貨	購入金額	売却 通貨	売却金額	償還日	未実現損失 (米ドル)
INR	2,471,469,440	USD	(55,463,856)	2010/07/27	(2,425,928)
RUB	828,094,400	USD	(28,228,887)	2010/07/26	(1,756,615)
TRY	70,779,667	USD	(45,555,556)	2010/07/01	(850,255)
RUB	362,700,000	USD	(12,400,000)	2010/07/14	(795,987)
RUB	362,700,000	USD	(12,400,000)	2010/07/14	(795,987)
INR	996,346,620	USD	(22,160,734)	2010/07/27	(779,057)
USD	22,880,000	BRL	(42,524,768)	2010/07/02	(712,104)
USD	25,000,000	COP	(49,150,000,000)	2010/07/09	(630,997)
USD	11,450,000	BRL	(21,460,735)	2010/07/02	(456,094)
USD	11,470,000	BRL	(21,448,900)	2010/07/02	(429,528)
PHP	719,092,400	USD	(15,860,000)	2010/08/13	(419,091)
USD	14,290,000	IDR	(133,125,640,000)	2010/07/01	(395,675)
USD	22,830,000	BRL	(41,810,862)	2010/07/02	(366,040)
CLP	6,007,166,000	USD	(11,330,000)	2010/07/23	(364,503)
INR	465,972,000	USD	(10,300,000)	2010/07/27	(300,204)
USD	11,120,000	IDR	(130,516,080,000)	2010/07/01	(299,314)
TRY	45,056,347	USD	(28,610,838)	2010/07/30	(286,838)
MXN	133,835,509	USD	(10,643,662)	2010/07/30	(285,451)
TRY	45,056,347	USD	(28,600,848)	2010/07/30	(276,848)
TRY	45,056,347	USD	(28,567,301)	2010/07/30	(243,301)
USD	14,290,000	INR	(675,059,600)	2010/07/08	(231,872)
MXN	133,835,509	USD	(10,588,252)	2010/07/30	(230,041)
KRW	13,596,660,000	USD	(11,340,000)	2010/07/28	(225,601)
TRY	32,748,660	EUR	(16,981,416)	2010/07/30	(216,489)
USD	22,900,000	KRW	(28,238,448,000)	2010/07/12	(202,961)
USD	9,044,767	BRL	(16,664,532)	2010/07/02	(200,466)
USD	10,536,407	PHP	(499,952,514)	2010/08/13	(198,961)
ZAR	93,779,028	USD	(12,360,000)	2010/07/30	(188,183)
RUB	348,316,400	USD	(11,320,000)	2010/07/22	(182,141)
EUR	17,440,000	USD	(21,517,298)	2010/07/30	(152,054)
KRW	20,064,508,660	USD	(16,567,177)	2010/07/12	(151,630)
BRL	20,043,695	USD	(11,270,000)	2010/07/02	(150,058)
USD	11,450,000	INR	(539,432,400)	2010/07/12	(148,175)
CLP	3,060,012,500	USD	(5,725,000)	2010/07/19	(139,582)
CLP	3,061,443,750	USD	(5,725,000)	2010/07/19	(136,970)
USD	4,582,599	PHP	(219,139,886)	2010/08/13	(122,942)
BRL	22,066,030	USD	(12,355,000)	2010/07/02	(113,097)

BRL	10,936,028	USD	(6,177,500)	2010/07/02	(110,356)
BRL	10,939,117	USD	(6,177,500)	2010/07/02	(108,642)
PLN	13,618,811	USD	(4,127,663)	2010/07/30	(103,292)
KRW	13,154,937,200	USD	(10,861,526)	2010/07/12	(98,966)
KRW	6,695,140,000	USD	(5,570,000)	2010/07/30	(97,739)
USD	11,360,000	INR	(532,216,000)	2010/07/07	(90,694)
RUB	528,898,700	USD	(16,990,000)	2010/07/26	(82,326)
INR	260,136,800	USD	(5,665,000)	2010/07/23	(79,630)
KRW	5,445,060,000	USD	(4,530,000)	2010/07/28	(79,012)
INR	2,127,930,400	USD	(45,742,270)	2010/07/27	(76,717)
INR	260,306,750	USD	(5,665,000)	2010/07/23	(75,981)
EUR	11,330,000	USD	(13,954,141)	2010/07/30	(74,083)
BRL	9,914,600	USD	(5,570,000)	2010/07/02	(69,528)
BRL	9,917,385	USD	(5,570,000)	2010/07/02	(67,983)
USD	13,880,000	CHF	(15,033,706)	2010/07/30	(67,360)
IDR	232,273,650,000	USD	(25,566,720)	2010/07/30	(65,719)
BRL	9,921,841	USD	(5,570,000)	2010/07/02	(65,511)
IDR	131,335,320,000	USD	(14,552,390)	2010/07/01	(64,214)
INR	285,021,600	USD	(6,180,000)	2010/07/26	(62,644)
USD	11,470,000	KRW	(14,094,909,500)	2010/07/10	(61,588)
RUB	174,527,100	USD	(5,634,632)	2010/07/26	(55,402)
MYR	23,181,240	USD	(7,201,379)	2010/07/30	(50,639)
INR	789,064,500	USD	(16,983,739)	2010/07/27	(50,353)
KZT	808,500,000	USD	(5,500,000)	2010/12/06	(49,481)
KRW	7,053,630,000	USD	(5,818,387)	2010/07/12	(47,541)
KZT	809,050,000	USD	(5,500,000)	2010/12/06	(45,773)
MYR	16,075,000	USD	(5,000,000)	2010/07/30	(41,329)
TRY	17,960,429	USD	(11,330,000)	2010/07/30	(39,444)
USD	22,240,000	BRL	(40,154,320)	2010/07/02	(37,015)
INR	262,346,150	USD	(5,665,000)	2010/07/26	(34,322)
INR	262,402,800	USD	(5,665,000)	2010/07/26	(33,106)
USD	11,217,308	ILS	(43,665,615)	2010/07/30	(31,417)
KZT	812,350,000	USD	(5,500,000)	2011/02/17	(27,787)
USD	11,100,000	RUB	(347,707,500)	2010/07/12	(25,844)
USD	11,450,000	BRL	(20,683,280)	2010/07/02	(24,774)
EUR	11,330,000	USD	(13,904,629)	2010/07/30	(24,571)
ILS	43,665,615	USD	(11,270,000)	2010/07/30	(21,275)
KZT	812,350,000	USD	(5,500,000)	2010/11/17	(19,665)
ZAR	87,145,828	USD	(11,330,000)	2010/07/30	(19,123)
USD	7,492,086	EUR	(6,130,000)	2010/07/30	(17,601)
USD	22,900,000	BRL	(41,303,012)	2010/07/02	(14,292)
USD	9,908,637	COP	(19,044,400,000)	2010/08/27	(8,083)
USD	11,105,000	TRY	(17,674,718)	2010/07/30	(5,948)
BRL	32,067,830	USD	(17,795,688)	2010/07/02	(4,936)
USD	6,202,653	KRW	(7,585,845,000)	2010/07/08	(4,829)
ZAR	12,651,020	USD	(1,646,250)	2010/07/30	(4,242)
USD	11,450,000	BRL	(20,644,350)	2010/07/02	(3,176)
PEN	44,484,160	USD	(15,714,897)	2010/08/27	(2,592)
				合計	<u>(18,207,585)</u>

●オプション契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2010年6月30日現在)

通貨	数量	銘柄	償還日	費用 (USD)	時価 (USD)	未実現 利益/(損失) (USD)
BRL	2,760,000,000	C/O 100SHS 12.75	2011/01/03	7,753,333	4,593,620	(159,713)
BRL	2,760,000,000	C/O 100SHS 11.75	2011/03/01	2,146,667	1,378,086	(768,581)
CHF	2,820,000	P/O AUD-CHF 0.83	2010/12/23	445,202	575,323	130,121
USD	27,240,000	P/O KRW 1120	2010/11/30	449,460	569,316	119,856
USD	1,360,000	P/O USD-MYR 3.10	2010/09/08	241,400	537,200	295,800
EUR	11,360,000	P/O EUR-MXN 15.855	2010/12/03	171,917	351,211	179,294
USD	1,130,000	C/O USD-GBP 1.7	2010/12/23	152,324	94,920	(57,404)
EUR	2,720,000	P/O RZAR 13.0	2010/09/13	398,526	28,320	(370,206)
USD	18,540,000	P/O 100SHS USD-JPY 110	2010/07/09	993,950	185	(993,765)
BRL	(5,540,000,000)	C/O 100SHS 12.25	2011/01/03	(6,309,444)	(5,224,965)	1,084,479
				合計	<u>2,903,216</u>	<u>(540,119)</u>
購入オプション(時価)					8,128,181	(1,624,598)
売却オプション(時価)					(5,224,965)	1,084,479

●金利スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2010年6月30日現在)

通貨	額面金額	償還日	変動金利	固定金利	時価 (USD)
BRL	529,146,000	2011/01/03		11.05%	293,566,335
BRL	(529,146,000)	2011/01/03	11.05%		(293,562,275)
BRL	220,160,000	2011/01/03		11.13%	122,090,568
BRL	(220,160,000)	2011/01/03	11.13%		(122,141,470)
BRL	216,050,000	2011/01/03		11.20%	119,826,295
BRL	(216,050,000)	2011/01/03	11.20%		(119,861,304)
CLP	4,795,107,000	2015/02/02		5.17%	9,000,555
CLP	(4,795,107,000)	2015/02/02	0.62%		(8,750,994)
CLP	6,631,400,000	2015/05/17		5.18%	12,291,298
CLP	(6,631,400,000)	2015/05/17	5.18%		(12,102,199)
INR	1,194,150,000	2015/05/14		6.54%	25,665,093
INR	(1,194,150,000)	2015/05/14	6.54%		(25,711,056)
INR	2,861,310,000	2012/06/09		5.55%	61,356,226
INR	(2,861,310,000)	2012/06/09	5.55%		(61,606,416)
INR	772,050,000	2015/06/18		6.88%	16,812,621
INR	(772,050,000)	2015/06/18	6.88%		(16,622,887)
INR	1,222,500,000	2015/06/22		6.87%	26,614,207
INR	(1,222,500,000)	2015/06/22	5.40%		(26,321,456)
KRW	154,467,480,000	2012/06/25		4.13%	126,553,067
KRW	(154,467,480,000)	2012/06/25	4.13%		(126,426,158)
MYR	106,270,000	2020/06/23		4.94%	33,013,914

MYR	(106,270,000)	2020/06/23	4.94%		(32,824,710)
PLN	83,640,000	2014/05/31		5.47%	24,801,624
PLN	(83,640,000)	2014/05/31	0.00%		(24,766,445)
THB	547,290,000	2020/03/05		3.99%	17,806,668
THB	(547,290,000)	2020/03/05	1.50%		(16,896,882)
THB	4,530,600,000	2012/05/10	0.00%		139,298,484
THB	(4,530,600,000)	2012/05/10		2.68%	(139,876,505)
				合計	<u>1,226,198</u>

●クロス通貨スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2010年6月30日現在)

通貨	額面金額	償還日	変動金利	固定金利	時価 (USD)
HUF	4,520,367,600	2014/07/28		11.56%	20,435,478
EUR	(16,520,000)	2014/07/28	6.84%		(20,235,348)
RUB	198,579,600	2014/03/08		14.10%	5,917,025
UAD	(6,810,000)	2014/03/08	10.50%		(6,810,000)
RUB	58,215,612	2010/11/29		14.00%	1,898,420
USD	(1,780,000)	2010/11/29	6.87%		(1,780,000)
RUB	58,215,612	2011/11/14		14.70%	1,990,642
UAD	(1,780,000)	2011/11/14	5.93%		(1,780,000)
RUB	58,215,612	2012/10/31		17.45%	2,137,690
USD	(1,780,000)	2012/10/31	6.61%		(1,780,000)
RUB	53,309,802	2011/10/12		17.00%	1,893,709
UAD	(1,630,000)	2011/10/12	7.50%		(1,630,000)
COP	5,293,180,000	2020/03/26		8.20%	3,101,798
USD	(2,775,658)	2020/03/26	0.44%		(2,775,658)
TRY	51,640,000	2012/08/04		9.52%	35,303,136
USD	(34,426,667)	2012/08/04	0.00%		(34,426,667)
TRY	103,255,000	2012/08/10		9.60%	69,089,549
USD	(67,267,101)	2010/08/10	0.00%		(67,267,101)
COP	22,752,140,000	2012/12/27		5.02%	12,069,626
USD	(12,025,444)	2012/12/27	5.02%		(12,025,444)
				合計	<u>3,326,855</u>

●トータル・リターン・スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2010年6月30日現在)

有価証券銘柄	金利	償還日	通貨	数量/額面 (000)	時価 (USD)
Colombia					
Titulos De Tesoreria B	9.25%	2012/08/15	COP	35,467,400	20,086,602
Titulos De Tesoreria B	13.50%	2014/09/12	COP	21,950,188	14,056,293
					<u>34,142,895</u>
Indonesia					
Indonesia Government	11.00%	2012/12/15	IDR	25,000,000	2,978,489
Indonesia Government	12.50%	2013/03/15	IDR	25,000,000	3,092,250
Indonesia Government	9.50%	2015/06/15	IDR	56,123,500	6,601,399
Indonesia Government	11.50%	2019/09/15	IDR	111,150,000	14,744,388
Indonesia Government	0.84%	2020/05/25	IDR	(2,987)	(2,987,254)
Republic of Indonesia	11.00%	2014/10/15	IDR	71,782,500	8,839,186
Republic of Indonesia	12.80%	2021/06/15	IDR	166,091,080	24,093,742
Republic of Indonesia	10.25%	2022/07/15	IDR	50,000,000	6,094,870

					63,457,070
Russia					
Russia Government Bond	10.00%	2011/09/28	RUB	582,763	19,777,446
South Korea					
Korea Treasury Bond	5.75%	2018/09/10	KRW	31,460,600	27,677,026
Korea Treasury Bond	0.69%	2018/09/17	USD	(21,303)	(21,302,610)
					6,374,416
				合計	123,751,827

11. 資本参加と同様の貸付金

ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「借入人」といいます)およびブルーベイ・ストラクチャード・ファンズ:ハイ・インカム・ローン・ファンド(以下「貸付人」といいます)は、2009年4月16日付で貸付金契約を締結し、貸付人は、借入人に対し資本参加と同様の貸付金を供与します。本契約は10年間にわたり効力を有します。

ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「借入人」といいます)およびブルーベイ・ストラクチャード・ファンズ:ハイ・イールド・エンハンスト・ファンド(以下「貸付人」といいます)は、2009年4月16日付で貸付金契約を締結し、貸付人は、借入人に対し資本参加と同様の貸付金を供与します。本契約は10年間にわたり効力を有します。

借入人は、貸付時に貸付人の認め得る金額および通貨の貸付を、貸付人の承認を持って借入れることができます。貸付には、年率1%の固定利子ならびに貸付金契約に記載される変動利子が付されます。借入人は、各貸付ならびに満額の貸付利子を5年目の借入日に返済するものとします。

ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ
(2010年6月30日現在)

	EUR
資本参加と同様の貸付金—EUR	10,250,000
資本参加と同様の貸付金—GBP	(1,242,591)
資本参加と同様の貸付金—USD	(2,824,720)
	6,182,689

ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ
(2010年6月30日現在)

	EUR
資本参加と同様の貸付金—EUR	84,595,571
資本参加と同様の貸付金—GBP	27,527,346
資本参加と同様の貸付金—USD	62,142,923
	174,265,840

借入人による投資の市場価格の全ては、ファンドの連結純資産状況で一元管理され、サブ・ファンドの投資明細表の一部として開示されます。投資により生じた利子は、ファンドの純資産変動計算書において一元管理されます。借入人は、ファンドの完全子会社です。

12. 後発事象

当計算期間終了後、連結財務諸表に重大な影響を与える重要事項はありません。

13. 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は、2010年10月14日に取締役会で承認されました。

(参考)SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

有価証券明細(2011年6月末日現在)

国名	種別	証券銘柄	利率 (%)	償還日	取引 通貨	額面金額	米ドル時価	純資産 比率(%)	
イスラエル	金利スワップ等	IRS PTE03R05.22 06/23/21 BCAPLDN SHORT	0.0	06/23/2021	ILS	-19,970,000	-19,970,000.00	-0.67	
	金利スワップ等	IRS R05.22PTE03 06/23/21 BCAPLDN LONG	0.0	06/23/2021	ILS	19,970,000	19,938,992.18	0.67	
インド	トータルリターン スワップ	TRS IGB 8.13 09/21/22	8.1	2022/9/21	INR	394,170,000	386,821,409.86	0.99	
	トータルリターン スワップ	TRS INDIA 8.13% 9/21/22 /INR/	8.1	2022/9/21	INR	385,760,000	378,568,199.17	0.96	
	トータルリターン スワップ	IGB 8.13% 9/21/22	8.1	2022/9/21	INR	776,430,000	761,954,860.22	1.94	
	クレジット・リンク 債等	JP MORGAN CH 8% 7/9/12 /INR/	8.0	2012/7/9	INR	147,500,000	149,808,375.00	0.38	
	金利スワップ等	IRS P08.28RMIM6 05/27/16 HSBCLDN SHORT	0.0	05/27/2016	INR	-486,505,000	-486,505,000.00	-1.24	
	金利スワップ等	IRS RMIM6P08.28 05/27/16 HSBCLDN LONG	0.0	05/27/2016	INR	486,505,000	480,420,247.91	1.22	
	トータルリターン スワップ	TRS INDONESIA GOVERNMENT 10.25% 7/15/22 /IDR/ LONG CLEAN PRICING	10.2	2022/7/15	IDR	50,000,000,000	58,250,000,000.00	0.77	
インドネシア	トータルリターン スワップ	TRS INDONES GOV 12.8% 6/15/21	12.8	2021/6/15	IDR	166,091,080,000	225,499,534,040.88	2.99	
	トータルリターン スワップ	INDONESIA 9.5% 07/15/31 /IDR/	9.5	2031/7/15	IDR	24,525,244,000	26,517,920,075.00	0.35	
	トータルリターン スワップ	INDOGB 11 10/15/14 LONG LEG	11.0	2011/8/24	IDR	25,059,000,000	28,441,965,000.00	0.38	
	トータルリターン スワップ	TRS INDONES GOV 11.5% 9/15/19	11.5	2019/9/15	IDR	111,150,000,000	138,664,404,450.00	1.84	
	トータルリターン スワップ	INDOGB 11 10/15/14 SHORT LEG	0.0	2011/8/24	USD	-3,349,147	-3,349,147.03	-0.38	
	クレジット・リンク 債等	EUROPEAN INVT 0% 4/24/13 /IDR/	0.0	2013/4/24	IDR	9,808,650,000	8,853,777,922.50	0.12	
	クレジット・リンク 債等	JP MORGAN CHASE 0% 4/12/12	0.0	2012/4/12	IDR	13,504,220,080	12,915,436,084.51	0.17	
	オーストラリア	金利スワップ等	IRS P05.17RAU3M 06/12/13 MSDWNY SHORT	0.0	06/12/2013	AUD	-90,590,000	-90,590,000.00	-11.04
		金利スワップ等	IRS RAU3MP05.17 06/12/13 MSDWNY LONG	0.0	06/12/2013	AUD	90,590,000	90,496,592.65	11.03
コロンビア	クレジット・リンク 債等	CITIGROUP FUNDING 0% 7/27/20	0.0	2020/7/27	COP	23,000,000,000	30,277,643,900.00	1.94	
	クレジット・リンク 債等	CITIGROUP FUNDING V/R 10/29/15	0.0	2015/10/29	USD	6,000,000	8,381,682.00	0.95	
	国債	REPUBLIC 7.75% 04/14/21 /COP/	7.8	2021/4/14	COP	1,780,000,000	2,029,680,600.00	0.13	
	トータルリターン スワップ	COLTES 13 1/2 09/12/14 LONG	13.5	2014/9/12	COP	21,950,187,939	26,234,535,371.87	1.68	
	トータルリターン スワップ	TRS COLTES 9 1/4 08/15/12	9.3	2012/8/15	COP	35,467,400,000	36,991,434,178.00	2.38	
	金利スワップ等	RECV CCSCOP20210809GSLDN LONG LEG	8.3	08/09/2021	COP	8,355,380,000	8,703,484,264.62	0.56	
	金利スワップ等	RECV CCSCOP20130511GSLDN LONG LEG	6.8	05/11/2013	COP	64,490,260,000	64,471,391,439.73	4.14	
	金利スワップ等	RECV CCSCOP20210812DEUTLD LONG LEG	6.8	08/12/2021	COP	5,569,470,000	5,781,664,634.91	0.37	
	金利スワップ等	RECV CCSCOP20130514DEUTLD	4.5	05/14/2013	COP	42,460,560,000	42,006,422,231.31	2.70	

タイ	国債	THAILAND GOV 5.25% 5/12/14	5.3	2014/5/12	THB	282,440,000	293,912,147.92	1.09
	国債	THAILAND 3.125% 12/11/15 /THB	3.1	2015/12/11	THB	282,100,000	275,334,395.70	1.02
	国債	THAILAND 3.65% 12/17/21 /THB/	3.7	2021/12/17	THB	87,690,000	86,632,897.05	0.32
	国債	THAILAND 3.85% 12/12/25 /THB/	3.9	2025/12/12	THB	262,780,000	261,608,001.20	0.97
	金利スワップ等	IRS PTH6MR03.31 06/01/13 BCAPLD SHORT	0.0	06/01/2013	THB	-1,395,320,000	-1,395,320,000.00	-5.17
	金利スワップ等	IRS R03.31PTH6M 06/01/13 BCAPLD LONG	0.0	06/01/2013	THB	1,395,320,000	1,392,403,278.88	5.16
	金利スワップ等	IRS P03.67RTH6M 06/01/16 BCAPLD SHORT	0.0	06/01/2016	THB	-591,690,000	-591,690,000.00	-2.19
	金利スワップ等	IRS RTH6MP03.67 06/01/16 BCAPLD LONG	3.3	06/01/2016	THB	591,690,000	593,929,730.07	2.20
中国	金利スワップ等	IRS PUS3MR03.76 12/22/15 MLLDN SHORT	0.0	12/22/2015	CNY	-58,980,000	-58,980,000.00	-1.04
	金利スワップ等	IRS R03.76PUS3M 12/22/15 MLLDN LONG	0.0	12/22/2015	CNY	58,980,000	58,430,680.33	1.03
	金利スワップ等	IRS PUS3MR03.68 12/22/15 BCAPLDN SHORT	0.0	12/22/2015	CNY	-58,100,000	-58,100,000.00	-1.02
	金利スワップ等	IRS R03.68PUS3M 12/22/15 BCAPLDN LONG	0.0	12/22/2015	CNY	58,100,000	57,356,626.19	1.01
トルコ	クレジット・リンク 債等	DEPFA BANK PLC	0.0	2020/6/23	TRY	9,000,000	2,677,500.00	0.19
	クレジット・リンク 債等	TURKEY GO 10% 2/15/12 /TRY/	10.0	2012/2/15	TRY	6,598,789	6,968,321.45	0.49
	クレジット・リンク 債等	TURKEY GOVERNMENT BOND	4.0	2020/4/1	TRY	425,436	465,852.42	0.03
	国債	TURKEY GO ZCP 11/07/12 /TRY/	0.0	2012/11/7	TRY	38,980,000	34,618,496.23	2.43
	国債	TURKEY GO ZCP 02/20/13 /TRY/	0.0	2013/2/20	TRY	13,310,000	11,522,027.77	0.81
	金利スワップ等	PAYB CCSTRY20160727CSFBLD	0.0	07/27/2016	TRY	-17,700,000	-17,700,000.00	-1.24
ハンガリー	国債	HUNGARY G 5.5% 2/12/14 /HUF/	5.5	2014/2/12	HUF	613,220,000	598,803,197.80	0.37
	国債	HUNGARY G 7.5% 11/12/20 /HUF/	7.5	2020/11/12	HUF	2,573,000,000	2,612,366,900.00	1.62
	国債	HUNGARY G 6.75% 02/24/17 /HUF/	6.8	2017/2/24	HUF	1,164,040,000	1,145,531,764.00	0.71
	国債	HUNGARY G 7% 06/24/22 /HUF/	7.0	2022/6/24	HUF	2,108,450,000	2,038,885,909.15	1.27
	国債	HUNGARY GT 8% 2/12/15 /HUF/	8.0	2015/2/12	HUF	862,480,000	894,400,384.80	0.56
	国債	HUNGARY G 7.5% 10/24/13 /HUF/	7.5	2013/10/24	HUF	517,490,000	531,964,195.30	0.33
フィリピン	クレジット・リンク 債等	JP MORGAN CHASE 6% 10/10/12 /PHP/	6.0	2012/10/10	PHP	516,400,000	544,337,240.00	1.43
	クレジット・リンク 債等	JP MORGAN CHASE &	6.0	2012/10/10	PHP	30,000,000	31,623,000.00	0.08
ブラジル	国債	REP OF BRAZIL 10.25% 01/10/28	10.3	2028/1/10	BRL	24,800,000	27,063,000.00	1.97
	国債	NOTA DO TES 10% 1/1/12 /BRL/	10.0	2012/1/1	BRL	119,224,000	123,576,887.32	9.00
	国債	NOTA DO TESOURO 10% 1/1/14/BRL	10.0	2014/1/1	BRL	40,832,000	40,554,247.67	2.95
	国債	NOTA DO TESOURO 10% 1/1/17 /BRL/	10.0	2017/1/1	BRL	44,477,000	42,391,834.18	3.09
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/02/12 HSBCLDN SHORT	3.7	01/02/2012	BRL	-408,800,000	-408,800,000.00	-29.79
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/02/12 HSBCLDN LONG	0.0	01/02/2012	BRL	408,800,000	410,506,915.78	29.91

	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/02/12 HSBCLDN SHORT	6.6	01/02/2012	BRL	-90,030,000	-90,030,000.00	-6.56
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/02/12 HSBCLDN LONG	6.1	01/02/2012	BRL	90,030,000	90,076,801.20	6.56
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/02/14 GSNY SHORT	0.0	01/02/2014	BRL	-40,930,000	-40,930,000.00	-2.98
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/02/14 GSNY LONG	7.8	01/02/2014	BRL	40,930,000	40,841,456.54	2.98
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/02/14 GSLDN SHORT	0.0	01/02/2014	BRL	-39,730,000	-39,730,000.00	-2.89
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/02/14 GSLDN LONG	7.8	01/02/2014	BRL	39,730,000	39,584,267.58	2.88
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/02/12 MSDWNY SHORT	7.4	01/02/2012	BRL	-84,650,000	-84,650,000.00	-6.17
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/02/12 MSDWNY LONG	8.0	01/02/2012	BRL	84,650,000	84,574,901.91	6.16
米国	国債	US TREAS NTS 3.125% 05/15/21	3.1	2021/5/15	USD	5,180,000	5,159,765.63	0.59
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20210809GSLDN SHORTLEG	0.0	08/09/2021	USD	-4,699,314	-4,699,313.84	-0.53
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20130511GSLDN SHORT LEG	0.0	05/11/2013	USD	-36,028,078	-36,028,078.21	-4.10
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20210812DEUTLD SHORT LEG	0.0	08/12/2021	USD	-3,132,876	-3,132,875.83	-0.36
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20130514DEUTLD	0.0	05/14/2013	USD	-23,471,841	-23,471,840.80	-2.67
	金利スワップ等	IRS P03.10RUS3M 06/23/21 GSLDN SHORT	0.0	06/23/2021	USD	-4,860,000	-4,860,000.00	-0.55
	金利スワップ等	IRS RUS3MP03.10 06/23/21 GSLDN LONG	0.0	06/23/2021	USD	4,860,000	4,913,224.39	0.56
	金利スワップ等	IRS P03.09RUS3M 06/24/21 CSFBLDN SHORT	0.0	06/24/2021	USD	-4,860,000	-4,860,000.00	-0.55
	金利スワップ等	IRS RUS3MP03.09 06/24/21 CSFBLDN LONG	0.0	06/24/2021	USD	4,860,000	4,860,000.00	0.55
	金利スワップ等	RECV CCSTRY20160727CSFBLD	0.0	07/27/2016	USD	11,038,354	11,043,302.20	1.26
	金利スワップ等	IRS P03.01RUS3M 06/29/21 GSNY SHORT	0.0	06/29/2021	USD	-4,830,000	-4,830,000.00	-0.55
	金利スワップ等	IRS RUS3MP03.01 06/29/21 GSNY LONG	0.0	06/29/2021	USD	4,830,000	4,922,228.75	0.56
	金利スワップ等	IRS PUS12R09.25 08/29/11 CSFBLDN SHORT	0.0	08/29/2011	USD	-86,000	-86,000.00	-0.01
	金利スワップ等	IRS R09.25PUS12 08/29/11 CSFBLDN LONG	0.0	08/29/2011	USD	86,000	87,316.54	0.01
	金利スワップ等	RECV CCSRUB V/R 3/8/14	0.0	03/08/2014	USD	-6,810,000	-6,810,000.00	-0.78
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20111114JPMLDN SHORT	0.0	11/14/2011	USD	-1,780,000	-1,780,000.00	-0.20
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20121031JPMLDN	0.0	10/31/2012	USD	-1,780,000	-1,780,000.00	-0.20
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20111012JPMLDN	0.0	10/12/2011	USD	-1,630,000	-1,630,000.00	-0.19
	金利スワップ等	PAYB VS MXN20110708MSDWNY	0.0	07/08/2011	USD	-55,200	-55,200.00	-0.01
	金利スワップ等	RECV VS MXN20110708MSDWNY	0.0	07/08/2011	USD	55,200	438,323.60	0.05
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 07/13/11 MSDWLDN VOL SWAP SHORT	0.0	07/13/2011	USD	-109,600	-109,600.00	-0.01

	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 07/13/11 MSDWLDN VOL SWAP LONG	0.0	07/13/2011	USD	109,600	1,029,388.60	0.12
	金利スワップ等	VOL PUS3MR17.50 09/20/11 GSLDN SHORT	0.0	09/20/2011	USD	-60,000	-60,000.00	-0.01
	金利スワップ等	VOL R17.50PUS3M 09/20/11 GSLDN LONG	0.0	09/20/2011	USD	60,000	440,254.00	0.05
	金利スワップ等	VOL PUS3MR17.50 09/20/11 GSLDN SHORT	0.0	09/20/2011	USD	-60,000	-60,000.00	-0.01
	金利スワップ等	VOL R17.50PUS3M 09/20/11 GSLDN LONG	0.0	09/20/2011	USD	60,000	440,254.00	0.05
	通貨オプション	USDTRY R/R 2.023C/1.50P	0.0	01/04/2013	USD	21,450,000	709,995.00	0.08
	通貨オプション	CALL USDSAR 3.7497 SEP11	0.0	09/22/2011	USD	115,370,000	166,594.28	0.02
	通貨オプション	CALL USD SAR 3.74 29SEP	0.0	09/29/2011	USD	29,760,000	44,878.08	0.01
	通貨オプション	PUT USD MXN 11.80 SEP11	0.0	09/19/2011	USD	34,760,000	573,540.00	0.07
	通貨オプション	CALL USD MXN 12.70 SEP11	0.0	09/19/2011	USD	-34,760,000	-163,372.00	-0.02
ベネズエラ	国債	VENEZUELA GOVERNMENT	8.3	2024/10/13	USD	7,920,000	5,351,940.00	0.61
ペルー	国債	INTERNATIONAL BOND PERU BONO SOB 7.84% 8/12/20	7.8	2020/8/12	PEN	13,840,000	15,291,317.76	0.63
	国債	REPUBLIC 6.95% 08/12/31	7.0	2031/8/12	PEN	10,450,000	10,092,578.65	0.42
	国債	PERU REP GDN REGS 7.84%20	7.8	2020/8/12	PEN	23,180,000	25,595,819.60	1.06
ポーランド	国債	POLAND GO 504/25/37 /PLN/	5.0	2037/4/25	PLN	13,500,000	11,751,750.00	0.49
	クレジット・リンク 債等	POLAND GO 2.75% 08/25/23 /PLN/	2.8	2023/8/25	PLN	30,665,068	30,235,757.05	1.25
	国債	POLAND GO 5.25% 10/25/20 /PLN/	5.3	2020/10/25	PLN	62,510,000	60,159,624.00	2.49
	国債	POLAND GOVERNMENT BOND	5.8	2022/9/23	PLN	33,520,000	33,223,348.00	1.38
	国債	POLAND GO 504/25/16 /PLN/	5.0	2016/4/25	PLN	6,950,000	6,859,302.50	0.28
	金利スワップ等	IRS PWI6MR05.35 07/04/21 RBSLDN SHORT	0.0	07/04/2021	PLN	-15,000,000	-15,000,000.00	-0.62
	金利スワップ等	IRS R05.35PWI6M 07/04/21 RBSLDN LONG	0.0	07/04/2021	PLN	15,000,000	15,000,000.00	0.62
	金利スワップ等	IRS P05.27RWI6M 07/04/16 RBSLDN SHORT	0.0	07/04/2016	PLN	-26,720,000	-26,720,000.00	-1.11
	金利スワップ等	IRS RWI6MP05.27 07/04/16 RBSLDN LONG	0.0	07/04/2016	PLN	26,720,000	26,720,000.00	1.11
マレーシア	国債	MALAYSIAN 5.094% 4/30/14 /MYR/	5.1	2014/4/30	MYR	90,770,000	95,172,345.00	3.59
	国債	MALAYSIAN 3.21% 05/31/13 /MYR	3.2	2013/5/31	MYR	53,010,000	53,025,903.00	2.00
南アフリカ	国債	REPUBLIC 13.5% 9/15/15 /ZAR/	13.5	2015/9/15	ZAR	409,134,000	495,859,361.38	8.33
	国債	REPUBLIC SA 10.5% 12/21/26/ZAR	10.5	2026/12/21	ZAR	114,240,000	132,711,579.84	2.23
	国債	REPUBLIC OF SA 8% 12/21/18/ZAR	8.0	2018/12/21	ZAR	40,880,000	40,216,231.44	0.68
	金利スワップ等	IRS PJ13MR07.33 01/30/13 JPMLDN SHORT	7.3	01/30/2013	ZAR	-342,310,000	-342,310,000.00	-5.75
	金利スワップ等	IRS R07.33PJ13M 01/30/13 JPMLDN LONG	0.0	01/30/2013	ZAR	342,310,000	344,568,379.96	5.79
	金利スワップ等	IRS PJ13MR07.50 05/13/13 JPMLDN SHORT	8.6	05/13/2013	ZAR	-292,210,000	-292,210,000.00	-4.91
	金利スワップ等	IRS R07.50PJ13M 05/13/13 JPMLDN LONG	0.0	05/13/2013	ZAR	292,210,000	293,558,733.24	4.93

	金利スワップ等	IRS PJI3MR05.58 06/29/16 JPMLDN SHORT	7.5 06/29/2016	ZAR	-100,050,000	-100,050,000.00	-1.68
	金利スワップ等	IRS R05.58PJI3M 06/29/16 JPMLDN LONG	0.0 06/29/2016	ZAR	100,050,000	99,817,321.72	1.68
	金利スワップ等	IRS PJI3MR07.57 06/28/16 RBSLDN SHORT	8.7 06/28/2016	ZAR	-32,770,000	-32,770,000.00	-0.55
	金利スワップ等	IRS R07.57PJI3M 06/28/16 RBSLDN LONG	0.0 06/28/2016	ZAR	32,770,000	32,722,087.64	0.55
メキシコ	国債	MEXICAN FIXED 8% 12/17/15/MXN/	8.0 2015/12/17	MXN	362,650,000	389,496,254.20	3.78
	国債	MEXICAN BONO 9.5% 12/18/14/MXN	9.5 2014/12/18	MXN	170,000,000	189,644,180.00	1.84
	国債	MEX BONOS DES 86/11/20 /MXN/	8.0 2020/6/11	MXN	149,610,000	160,979,312.73	1.56
	国債	MEX BONOS DESA 6% 6/18/15/MXN/	6.0 2015/6/18	MXN	138,650,000	138,695,338.55	1.35
	国債	MEXICAN BONOS6.5% 6/10/21 /MXN	6.5 2021/6/10	MXN	281,900,000	272,214,197.90	2.64
	金利スワップ等	IRS P07.15RMXIE 06/15/21 HSBCLDN SHORT	14.7 06/15/2021	MXN	-67,270,000	-67,270,000.00	-0.65
	金利スワップ等	IRS RMXIEP07.15 06/15/21 HSBCLDN LONG	0.0 06/15/2021	MXN	67,270,000	67,907,473.39	0.66
ユーロ	通貨オプション	P/O EURPLN 3.9683 SEP11	6.7 09/08/2011	EUR	43,980,000	290,268.00	0.05
	通貨オプション	P/O PUT EURPLN 3.82 SEP11	4.5 09/08/2011	EUR	-43,980,000	-65,970.00	-0.01
	通貨オプション	PUT EURUSD 1.3914 JUL11	0.0 07/05/2011	EUR	-25,900,000	-15,540.00	0.00
	通貨オプション	CALL EURUSD 1.4324 JUL11	0.0 07/05/2011	EUR	25,900,000	251,230.00	0.04
	通貨オプション	C/O EUR USD 1.4475 JULY11	0.0 07/05/2011	EUR	-25,880,000	-103,520.00	-0.02
ルーマニア	クレジット・リンク 債等	DEPFA BANK 6.75% 5/9/12 /RON/	6.8 2012/5/9	RON	26,695,000	25,423,784.10	0.99
	国債	ROMANIA G 11.25% 10/25/12 /RON	11.3 2012/10/25	RON	14,110,000	14,862,768.50	0.58
ロシア	トータルリターン スワップ	RFLB 7.35 01/20/16	7.4 2016/1/20	RUB	318,450,000	320,042,250.00	1.31
	トータルリターン スワップ	RUSSIA GOVT BOND OFZ/RUB/	7.1 2014/3/13	RUB	208,710,000	213,092,910.00	0.87
	クレジット・リンク 債等	SB CAPITAL 5.93% 11/14/11	5.9 2011/11/14	USD	1,780,000	1,811,150.00	0.21
	クレジット・リンク 債等	VTB BANK 7.5% 10/12/11	7.5 2011/10/12	USD	1,630,000	1,650,375.00	0.19
	クレジット・リンク 債等	VTB CAPITAL SA 6.60910/31/12	6.6 2012/10/31	USD	1,780,000	1,882,350.00	0.21
	クレジット・リンク 債等	WHITE NIGHTS FIN	10.5 2014/3/8	USD	6,810,000	8,129,437.50	0.93
	金利スワップ等	RECV CCSRUB20111114JPMLDN	0.0 11/14/2011	RUB	58,215,612	59,061,681.03	0.24
	金利スワップ等	RECV CCSRUB 0% 3/8/14 /RUB/	0.0 03/08/2014	RUB	198,579,600	191,650,345.57	0.78
	金利スワップ等	RECV CCRUB20121031JPMLDN LONG	0.0 10/31/2012	RUB	58,215,612	63,237,233.64	0.26
	金利スワップ等	RECV CCRUB20111012JPMLDN LONG	0.0 10/12/2011	RUB	53,309,802	55,980,731.30	0.23

※上記の明細につきましては、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成。

2 【ファンドの現況】

以下の運用状況は平成 23 年 6 月末日現在です。

< エマージング・カレンシー・債券ファンド（1 年決算型） >

【純資産額計算書】

I 資産総額	325,622,936 円
II 負債総額	520,820 円
III 純資産総額（I - II）	325,102,116 円
IV 発行済口数	284,813,861 口
V 1 口当たり純資産額（III / IV）	1.1415 円

(参考) SIM ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

I 資産総額	1,284,413,075 円
II 負債総額	219,949,620 円
III 純資産総額（I - II）	1,064,463,455 円
IV 発行済口数	1,046,681,652 口
V 1 口当たり純資産額（III / IV）	1.0170 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとします。

2) 前記1)の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 前記1)の振替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成 23 年6月末現在	資本金	495,000,000 円
	発行可能株式総数	39,600 株
	発行済株式総数	9,900 株

最近5年間における資本金の増減はありません。

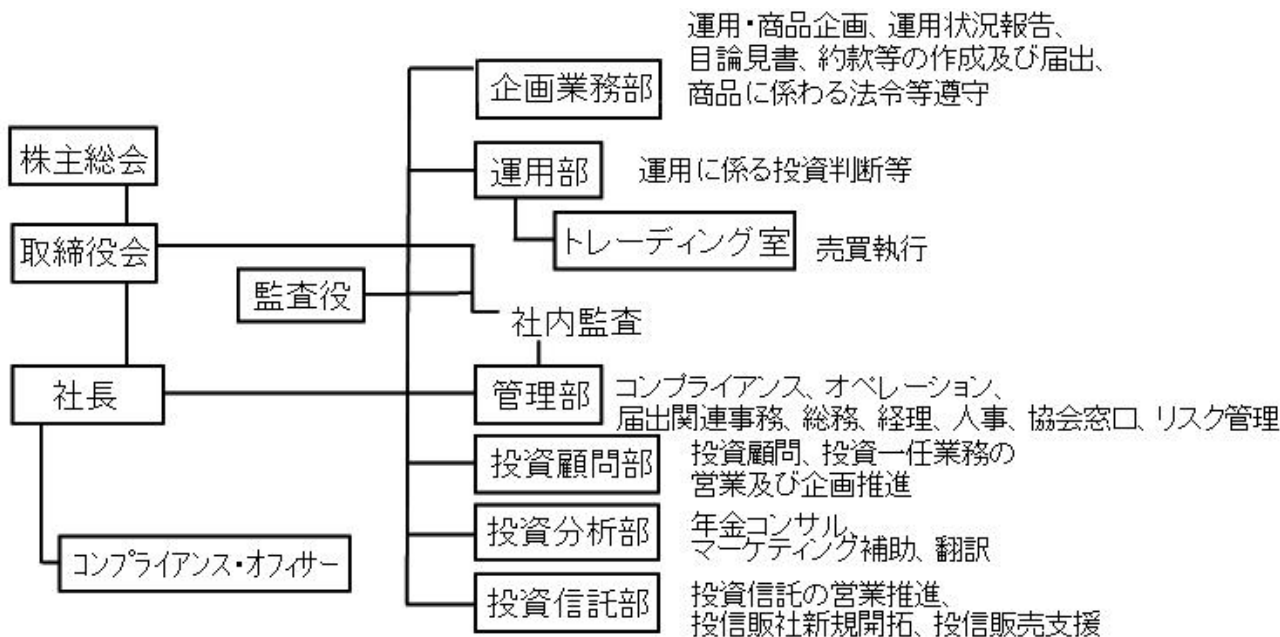
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は 10 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



(3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役(非常勤取締役を除く)、運用部長、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計28本(追加型投資信託17本、単位型投資信託11本)であり、純資産の総額は142,879百万円(百万円未満切捨)です。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」(以下「財務諸表等規則」という)第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づき作成されております。

第 9 期事業年度(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第 10 期事業年度(自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日)は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期事業年度(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)及び第 10 期事業年度(自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木裕晃



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田信之



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	※2		750,015		748,455
前払費用			5,719		7,918
未収委託者報酬			209,939		189,465
未収運用受託報酬			16,877		22,526
未収収益			12,450		7,545
繰延税金資産			6,741		1,051
差入保証金	※2		29,082		—
流動資産計			1,030,827		976,962
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	3,950		47,094	
器具備品	※1	3,591		4,714	
無形固定資産					
ソフトウェア		7,470		5,390	
商標権		193		118	
投資その他の資産					
差入保証金	※2	—		44,119	
繰延税金資産		605		—	
固定資産計			15,811		101,438
資産合計			1,046,639		1,078,401

期別		第 9 期 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		第 10 期 (平成 23 年 3 月 31 日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			206,200		171,204
未払手数料	※2	124,082		110,179	
その他未払金	※2	82,118		61,025	
未払費用			17,836		10,667
未払法人税等			19,542		3,927
未払消費税等			3,498		2,406
固定資産処分損失引当金			5,305		—
その他			23		983
流動負債計			252,407		189,189
固定負債					
資産除去債務			—		26,798
繰延税金負債			—		9,845
固定負債計			—		36,644
負債合計			252,407		225,834
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		299,231		357,566	
利益剰余金合計			299,231		357,566
株主資本合計			794,231		852,566
純資産合計			794,231		852,566
負債・純資産合計			1,046,639		1,078,401

(2) 【損益計算書】

期別		第 9 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)		第 10 期 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,737,419		1,571,807	
運用受託報酬		125,022		122,817	
その他営業収益		40,426		26,532	
営業収益計			1,902,869		1,721,157
営業費用					
支払手数料	※1	1,076,307		969,557	
広告宣伝費		52,884		34,827	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		590		586	
調査費		106,657		109,811	
委託計算費		29,530		25,355	
営業雑経費					
通信費		1,941		1,840	
印刷費		14,118		13,862	
協会費		2,995		3,017	
その他営業雑経費		1,850		6,812	
営業費用計			1,287,474		1,166,270
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,275		25,290	
給料・手当		221,833		204,317	
賞与		41,410		34,115	
退職給付費用		36,846		35,669	
交際費		1,008		599	
旅費交通費		11,586		10,438	
租税公課		4,823		4,139	
不動産賃借料		36,248		37,458	
固定資産減価償却費		5,349		4,711	
資産除去債務利息費用		—		137	
諸経費		77,736		66,498	
一般管理費計			465,118		423,375

営業利益			150,276		131,511
営業外収益	※1		864		126
受取利息		112		123	
雑収入		751		3	
営業外収益計					
営業外費用	※1		230		1
雑損失		230		1	
営業外費用計					
経常利益			150,910		131,636
特別損失	※2		629		14,271
固定資産処分損失引当金繰入額		629		—	
固定資産除却損		—		1,380	
移転関連費用	※3	—		12,891	
特別損失計			629		
税引前当期純利益			150,281		117,365
法人税、住民税及び事業税	※1	68,454		42,887	
法人税等調整額		△ 6,816	61,637	16,142	59,029
当期純利益			88,643		58,335

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額	当期純利益 88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231
純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

第10期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	299,231
	当期変動額	当期純利益 58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	前期末残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566
純資産合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

〔重要な会計方針〕

項目	第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>① 固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>	—
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 連結納税制度の適用 同左</p>

〔会計処理方法の変更〕

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
—	<p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第9期 (平成22年3月31日現在)	第10期 (平成23年3月31日現在)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,645千円 器具備品 14,223千円 ※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 393,907千円 差入保証金 29,082千円 未払手数料 66,518千円 その他未払金 46,861千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,281千円 器具備品 9,839千円 ※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 541,584千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 62,890千円 その他未払金 29,399千円 当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

(損益計算書関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 452,491千円 受取利息 112千円 法人税、住民税及び事業税 46,861千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 ※ 2. 固定資産処分損失引当金繰入額 629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。	※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 487,624千円 受取利息 123千円 法人税、住民税及び事業税 29,349千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 ※ 3. 移転関連費用 12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">前事業年度末</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">前事業年度末</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	

(リース取引関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第9期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク(金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク)の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理して

おります。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成 22 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	750,015	750,015	—
②未収委託者報酬	209,939	209,939	—
③未収運用受託報酬	16,877	16,877	—
④差入保証金	29,082	27,106	△1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	△1,975
①未払手数料	124,082	124,082	—
②その他未払金	82,118	82,118	—
負債計	206,200	206,200	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
①預金	750,015
②未収委託者報酬	209,939
③未収運用受託報酬	16,877
④差入保証金	29,082
合計	1,005,915

第10期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改

善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成 23 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	748,455	748,455	—
②未収委託者報酬	189,465	189,465	—
③未収運用受託報酬	22,526	22,526	—
④差入保証金	44,119	27,016	△17,103
資産計	1,004,567	987,463	△17,103
①未払手数料	110,179	110,179	—
②その他未払金	61,025	61,025	—
負債計	171,204	171,204	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応する

リスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
①預金	748,455	
②未収委託者報酬	189,465	
③未収運用受託報酬	22,526	
④差入保証金		44,119
合計	960,447	44,119

(有価証券関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(セグメント情報等)

第10期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)」を適用しております。

1. セグメント情報

第9期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第10期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	エマージング・カレンシー・債券ファンド [※] (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド [※]
営業収益	924,925	345,339

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示してまいります。

(資産除去債務関係)

第10期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
—	26,661	137	26,798

(関連当事者情報)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都千代田区	476,296	銀行業	(被所有)直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	452,491	未払手数料	66,518
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	46,861	その他未払金	46,861
							敷金の返還	△11,566	差入保証金	29,082

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行 (東京証券取引所に上場)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有)直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	487,624	未払手数料	62,890
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	29,349	その他未払金	29,349
							敷金の返還	△29,082	差入保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行 (東京証券取引所に上場)

(税効果会計関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 4,582千円 固定資産処分損失引当金 1,583千円 その他特別損失 575千円 小計 6,741千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 1,051千円 小計 1,051千円 ②固定資産 資産除去債務 10,904千円

<p>②固定資産 その他</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">605 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>605 千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">7,347 千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	605 千円	小計	<u>605 千円</u>	繰延税金資産合計	7,347 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">891 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△10,904 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債(固定)との相殺</td> <td style="text-align: right;">△891 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;"><u>— 千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,051 千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <p>①固定負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">建物(除去費用)</td> <td style="text-align: right;">△10,737 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産(固定)との相殺</td> <td style="text-align: right;"><u>891 千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">△9,845 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△9,845 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引：繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">8,794 千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">0.23%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">9.29%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.11%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>50.30%</u></td> </tr> </table>	その他	891 千円	評価性引当額	△10,904 千円	繰延税金負債(固定)との相殺	△891 千円	小計	<u>— 千円</u>	繰延税金資産合計	1,051 千円	建物(除去費用)	△10,737 千円	繰延税金資産(固定)との相殺	<u>891 千円</u>	小計	△9,845 千円	繰延税金負債合計	△9,845 千円	差引：繰延税金負債の純額	8,794 千円	法定実効税率(調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%	住民税均等割額	0.23%	評価性引当額の増減	9.29%	その他	△0.11%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>50.30%</u>
605 千円																																						
小計																																						
<u>605 千円</u>																																						
繰延税金資産合計																																						
7,347 千円																																						
その他	891 千円																																					
評価性引当額	△10,904 千円																																					
繰延税金負債(固定)との相殺	△891 千円																																					
小計	<u>— 千円</u>																																					
繰延税金資産合計	1,051 千円																																					
建物(除去費用)	△10,737 千円																																					
繰延税金資産(固定)との相殺	<u>891 千円</u>																																					
小計	△9,845 千円																																					
繰延税金負債合計	△9,845 千円																																					
差引：繰延税金負債の純額	8,794 千円																																					
法定実効税率(調整)	40.69%																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%																																					
住民税均等割額	0.23%																																					
評価性引当額の増減	9.29%																																					
その他	△0.11%																																					
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>50.30%</u>																																					

(退職給付関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 80,225円38銭	1株当たり純資産額 86,117円85銭
1株当たり当期純利益 8,953円90銭 (注)	1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注)
<p>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p> <p>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>	<p>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p> <p>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>

(重要な後発事象)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月6日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
エマージング・カレンシー・債券ファンド
(1年決算型)
－運用の基本方針－

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）および証券投資信託であるSIM ショートターム・マザー・ファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を主な投資対象とします。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
エマージング・カレンシー・債券ファンド
(1年決算型)
—約 款—

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金36,576,279円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については36,576,279口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

より定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託

者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドンの銀行、ニューヨークの銀行あるいはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替

機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行

を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託です。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 2. 証券投資信託 SIM ショートターム・マザー・ファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役

および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあつては、別に定める運用の基本方針にしたがつて、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項の規定にかかわらず、当該信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第21条 受託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財

産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年5月24日から翌年5月23日とすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年5月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第30条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第33条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し

た後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第36条第1項および第2項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については同条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については同条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還

に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について同条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

- 第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行あるいはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ④ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
 - ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情が

あるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。）により一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、第40条の規定にしたがってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にし

たがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決

権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年9月30日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
受託者 りそな信託銀行株式会社